

第四十六回国会 衆議院 商工委員會議録 第五十九号

昭和三十一年六月十七日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事小川 平二君 理事小川 久雄君

理事始岡 伊平君 理事早稲田 神田君

理事板川 正吾君 理事久保田 豊君

理事中村 重光君

内田 常雄君

遠藤 三郎君

大石 八治君

海部 俊樹君

佐々木 秀世君

田中 六助君

長谷川 四郎君

大村 邦夫君

桜井 茂尚君

島口 重次郎君

森 義親君

出席國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

出席府政委員

農林政務次官 丹羽 兵助君

農林事務官 松岡 亮君

(農林經濟局長)

通商産業政務次官 田中 榮一君

通商産業事務官 川出 千速君

(大臣官房長)

通商産業事務官 官澤 鉄藏君

(大臣官房參事)

通商産業事務官 山本 重信君

(通商局長)

中小企業庁長官 中野 正一君

委員外の出席者

員 田中 武夫君

(農林事務官) 久我 通武君
(農林經濟局長) 計調査部長

農林事務官 中島 清明君

(食糧庁業務第二部長) 二部部長

中小企業金融公庫理事 馬場 靖文君

専門員 渡邊 一俊君

六月十七日

委員森義親君辞任につき、その補欠として栗林三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員栗林三郎君辞任につき、その補欠として森義親君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六二号)

中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(松平忠久君外二十八名提出、衆法第二四号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(松平忠久君外二十八名提出、衆法第二五号)

中小企業組織法案(松平忠久君外二十八名提出、衆法第二六号)

○二階堂委員長 これより會議を開きます。

内閣提出の中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。桜井茂尚君。

○桜井委員 本日の本論に入ります前に、昨日新潟にたいへんな地震がございました。私は罹災者に対して深甚なる同情の念を持ちつつ御質問いたしますが、これに対して通産当局としてはどのような今後の処置をおとりにされる考えか、この際、最初にまず御質問いたします。

○福田(一)國務大臣 災害がきのう起きましたので、直ちに本省の中に官房長を主とする通産省の災害対策本部をつくりまして、災害の実情の把握につとめると同時に、一応最も必要なことは、われわれとしては、道路網の回復、あるいはエネルギーの回復ということが第一と考えますので、電力関係の復旧に一番重点をまず置きまして、そして、これは広域運営の立場からでありまして、中部電力と東京電力、北陸電力、この三電力をして救援をさせる手配を整えさせました。

それから今後の問題でございますが、被害の状況から見ますと、昭和石油の四万バレルのあそこに新しい施設がありますが、これがほとんど全滅的な、壊滅的な影響を受けておるよう聞いております。それから電力は、火力発電所がそのすぐそばにあるのでありますから、これも非常に危険な状態にさらされたが、いままでのところは大体直接の被害はなかったものであります。いわゆる水の供給がでなかったために運転は中止をしておるのであります。

す。それから新潟鉄工、SK等はある程度被害はあったようでございますが、まだ実態を把握いたしておりません。このような工業関係に対する被害について、今後どういふふうな措置をとるかというところは実態を把握してからにいたしたいと思いますが、同時に中小企業者が今度の事態において非常に損害をこうむり、また非常に窮乏におちいることを考えておりますので、これに対する対策についても、従来の福井の地震その他を参考としつつ、いま対策を練っておりまして、なるべくすみやかにこれを決定をして実施に移してまいりたい、かように考えておる次第であります。

○桜井委員 まだ被害の程度も本格的にはわからないと思っておりますので、今後どうか敏速に各種の施策を講ぜられて、ことに通産関係におきましては復旧というところにおきまして大きな責任を持つておると思っておりますので、なるべく時期を失しないで施策を実施されるよう要望いたします。

では本論に入りますが、私は、この前本會議において質問しているところ、またこの前の委員会でも中野中小企業庁長官が述べられておるとおり、さらにまた、たびたびの委員会でも倒産問題や歩積、兩建てと関連して論ぜられておるとおり、大企業による中小企業への圧迫は目に余るものがあります。しかもさらに、国連貿易開発會議に見られるように、低開発国からの逼迫は激しく、そして三十七年度にお

けるわが国の輸出の五四%が中小企業製品であることを考えると、はた寒い思いがするのであります。

そこで、私はまず通産大臣に大局的所慮をお伺いいたしますが、政府は、本年度予算を編成した際に、このような内外情勢をあらかじめ予想していたかどうか。私は、国際情勢全般と関連した問題であるので、これほどまでとは予想しなかつたのではなからうかと好意的に解釈いたしますが、もしそうだといたしますと、池田首相の言った革新的施策を、政府は口先だけではなくして本格的に実施しなければならぬ段階に來たと思ふが、どうでございます。よろか、大臣の所見をお伺いいたします。

○福田(一)國務大臣 お説のとおり、国連貿易開發會議との動きというもの、これは大いにわれわれとしては刮目し、また注意をし、さらにその対策を考えなければならぬ段階に來ておると思ひます。昨年の予算編成のときには、お説のとおりそれほどが具体化というか、低開発国がこういふような動きをするであらうというところ、実はあまり予想をしなかつたのでございしますが、実際に開いてみますと、非常な勢いがあります。ただ、しからば會議の結果はどうであつたかということから見ますと、結局総会は一九六六年、いまから三年後に開かれるということでありまして、具体的問題については何れまだ決定はいたしておりません。それぞれ一次産品の問題にいたし

ましても、特惠関税の問題にいたしましても、具体化はいたしておりません。また低開発国が言うことを先進国が全部うのみにしておるわけではなく、むしろきまらぬというところは、その間に意見の相違があったからでありまして、私は一九六六年までにはいろいろの問題が話し合いが進むとは思いますが、それじゃ進んだからといって六六年からすぐに実施するか、またその幅がどれくらいであるかというところは、これからの問題であらうと思ひます。ただあなたのおっしゃったように、低開発国との関係というところは、いわゆるいままでの先進国である英米あるいはEEC等とは違つて、日本の場合には受ける影響が特に大きい、特に農産物においてその影響が大きいということを考えます。もちろん中小企業にも大きな影響があるであらうでしょう。でありますから、われわれとしては今後大いにこれが対策を考へていかなければならぬ。いわゆるあらしの前ぶれがあつたと見るべきであると思ひます。であらうしは来たわけではありませんが、前ぶれがあつた。前ぶれがあつたのに照つていふという手はないと思ひのであります。

○桜井委員 いま大臣のおっしゃるとおり、国連貿易開発会議では、低開発国の多数の強い要求にもかかわらず、先進国との十分な了解がつかないままで第一次産品問題や特惠問題は後日に持ち越された。だからいま直ちに重大な影響を持つとは確かに考えられませんが、しかし今後常設機関が設置され、しかも三年おきにこの種の会議が持たれるようであり、歴史の大きな流れに

なつておるといふことは、この前宮澤長官もおっしゃつておられます。そこで昨日の委員会でも藤田委員の質問に答へて通産大臣は、自由化は当面の問題であり、低開発国の問題は三年後の問題であるといつておられますが、三年後にほぼ当面することがわかつていふといふことは、大臣がいま仰せられましたとおり、いまから対処していきませんか、と問ひ合ひません。そして、現に国連貿易開発会議においてアジア・アフリカグループから推されて日本は副議長になりながら、ことごとくに低開発国の提案に水をさしたり、反対したりして、しかも自分には何ら積極的な案もなく、低開発国からの評判が非常に悪く、冷笑させられたと伝えられております。三年後に再びこの轍を踏むことのないよう、また低開発国、ことにアジア諸国から恨まれぬためにも、世界の動きに対応して急速に国内体制をつくらなければならぬと思ひます。この点はいかでございませうか。

○福田(一)國務大臣 今度の会議におきまして、当初日本側としては一応状況をみるという形をとつておりましたが、その後におきましては、国民所得の一分は少なくとも低開発国のために向けるというような積極的な案についてわれわれは賛意を表し、また低開発国のうちでも東南アジアの問題については、われわれは少なくともいふわけの打開銀行構想というようなものを持ち出して、これはエカフェの問題とも連なるのでございませうが、ひとつ大いにやろうではないかという積極的な姿をきめておつたわけでありませう。ただそれまでいくまでの間に、機構問題あるいは一次産品問題あるいは特惠問題

で、かなり低開発国がいまの段階においては実現困難な問題を言つておつたのでありまして、日本だけが冷笑を受けたのじゃなくて、これは先進工業国がみなそういう意味では冷笑を受けたと私は思つておる。日本だけがそうであつたというわけではないと思つておられます。まあこれは度合いの問題ですが、しかしいづれにしても今後は、いまのお説のあつたように、すでに来たべきものがわかつておるのに黙つて見ておるといふわけにはいきませんか、今後大いに対策を考へていかなければならない、かように考へております。

○桜井委員 いま大臣は援助の問題を主として申されました。この点につきましては私はこの前質問いたしておりました。その点は十分承知いたしております。また冷笑されたということ、これはけさの日本経済新聞にも出ておるとおり、日本が発言すると冷笑しておつたのでありまして、全部が笑われたというわけはございませぬ。ところで、私は援助の問題は今回は省略いたしまして、最初に特惠並びに貿易障害の撤廃の問題についてお伺ひいたしますが、低開発国からわが国への輸入については比較的問題は少ないと一般には言われております。しかし、これとてあとに述べるようにやは問題があります。だがさらに重大なことは、先進諸国においては、昨日藤田委員が指摘しておられるとおり、わが国は中小企業の問題の比重が高い国はございませぬ。したがつて、先進諸国が低開発国に特惠の問題で譲歩する可能性は十分考えられます。そうすると、

わが国からの先進諸国への中小企業産品の輸出に重大な影響が生じます。そして、このことは他国のきめることとございませぬから、わが国自身としてはどうにもならぬ問題であります。したがつて、低開発国産品との競争で将来より身をやつすというようなことのないよう、わが国の産業構造を急速に高度化し、中小企業産品にしても性能や品質の高度化を行ない、急速度に変えていかなければならないのじゃないか、このように思ひます。が、どうでございませうか。

○福田(一)國務大臣 中小企業の近代化、高度化、生産性の向上ということ、もとより中小企業基本法においても定めておるところであり、また今後われわれとしては、こゝろよりような事態もございませぬので、努力をいたさねばならないと思つております。ただし、よその国はすぐ譲つてしまつたろうというふうな見通しにつきましては、これはなかなかそう簡単ではないやうであります。アメリカにしてもEECにしてもそう簡単ではない。ただ度合いが違ふ。たとえば日本の場合は五つしか譲れないのに、先進国は七つ譲るというふうなことは起こり得ると思ひます。それは度合いの問題であります。またそれは話し合ひもできることとあります。OECD等に加盟いたしましたのも、こゝろ話し合ひができるようにといふことが一つ大きな理由であつたわけとございまして、こゝろい場を通じまして大いに先進国の間で話し合ひをいたしつ、しかもまた後進国に対してはわれわれとしてのできる限りのことをする、こゝろいことではなれないと思ひ

ます。私はこゝろい場合に、いつでも議論だけで、アドバンスンだけでものを処してはいけぬ、日本の国力がそれに相応する、日本の国としてこれだけはできるということはできるだけやらねばいけません。日本の国の産業がつぶれても、農業がどうなつても、それでもかまわぬ、私はこゝろい態度でこの問題に処するわけにはいかな。ほうつておいてさういふ態度で臨んでいかないと、さうではない。いま桜井委員の言われたように、極力その間において近代化、合理化をはかつて、できるだけのことをするといふ努力をしながら、その努力の結果として自分にくわえられた力をもつて低開発国のために大いに骨を折る、こゝろい姿であるべきである、かように考へておるわけでありませう。

○桜井委員 いま大臣は、他の先進国も困難は持つていふこととございまして、そのとおりではございませぬ。しかし、すでにイギリスにおきましては、特惠において譲るというやうな動きもこの間の会議においてあつたのであります。したがつて、われわれとしましては、われわれ日本がまあ一番困難な立場に立つたろうといふことをあらかじめ心配して私は申し上げておるのであります。そこで、自由化は、昨日大臣が申されましたとおり、先進国との競争の問題であり、先進国に比較してわが国産業の立ちおくれしている分野、主として重化学工業、機械工業に関する問題を提起いたしております。一方、低開発国に関する特惠問題は、従来わが国輸出産業の花形であつた、主として繊維工業やミシン、望遠鏡、自転車、陶磁器、雑貨等、これら従来

低賃金労働に依存して日本独特のものとして発展してきた軽工業に問題が多いのでございませう。昨日の委員会でも論ぜられたのは前者であり、しかもそれは業種は少ないのであり、しかもそれは、後者のほうは今日までわが国産業の中核であったものでありますから、広範囲にわたり、現在でも経済的、社会的比重は実により重いのでございませう。したがって、次の貿易開発会議までの三年や、その次の五年ぐらいの期間で簡単に解決できる問題ではございませう。わが国の中小企業全般の体質の問題であり、産業構造全体の体質の問題であり、おくれ出て出た、いわゆる二重構造といわれる日本資本主義の特質そのものの問題であります。そしていま先進国からは自由化を迫られ、低開発国からは第一次産品、特惠問題等で、上と下から二重にはさまれ、しかも歴史の流れに沿ってわれわれ自身の体質を一刻も早く急速に改善しなければならぬというところに問題の焦点があると思っておりますが、大臣のお考えをお伺いいたします。

○福田（一）国務大臣 お説のとおりだと思っております。自由化に対してはききうもお話をさせていたいただきましたが、自由化によって日本の産業のうちで相当部分、もう九三%やりました、これはどうやら耐え得る。耐え得ないものもあるから、それに対しては何とか特別の法律をつくってでもこれを処理しなければならぬ、こういうことを申し上げておるわけではございませう。今後低開発国の攻勢に對しましては、お説のとおり、われわれとしても極力その動向を察知して、そして来たるべきそういう時期に備えてやるとい

うことは、それ自体がまた日本の国の経済を繁榮させる道でもある。何も低開発国のためにやるのではない。それ自体が日本の産業の生きる道である。こういう観点に立つて、恩恵とかそういうことじゃなくて、自分のためにやるというふうな観点に立つてこれをやるということが一番大事だと思っておるのであります。そういう意味で、あなたの説には賛成でございませう。

○櫻井委員 いま大臣の仰せられたとおり、自分のためにやらなければならぬということであって、そのとおりであります。そこで産業構造の変革を急速度を実現する方法として、三つの場合が考えられます。一つ一つ申し上げますから、ひとつづつ順を追ってお答えを願いたいと思ひます。

第一は、大企業が中小企業の分野に進出して、中小企業にとつてかわることとあります。第二は、中小企業が成長して近代化、合理化をはかり、いわば国際競争力を持つ企業にまで大きくなることとあります。第三は、中小企業が合同あるいは共同化して合理化、近代化をはかり、同様に大きくなることとあります。政府は、このうちのどれを施策として推し進める考えであるか。

そこで第一の、大企業が中小企業の圧倒的に多い食料品工業や繊維工業、家具・木製品工業等において、嗜好や流行の変化に伴って中小企業にとつてかわるというところは、現在すでに急速に進行をしております。そこで、これを防止するのがいま上程されている法案の趣旨だろうと思ひます。だが、中小企業に對する保護だけでは時代の流れに抗することはできません。

そこで第二の、中小企業が業種に即応した大企業にまで成長しなければならぬ、このためには合理化投資を急速に進める必要があるものであります。ところが、最近の破産倒産の例を見ますと、合理化投資による資金負担に原因するものが多数見受けられます。わが国の中小企業は資本力が弱いので、このような状態にすぐぶつかってしまうのであります。したがって、このような弱い中小企業に、政府はどのような措置をもつてこの時代的要求に対応させようとするのであります。

第三の、企業の合同あるいは共同化は、現実の問題として中小企業においては、大企業の場合よりも今日まで行なわれにくかったのではありませんか。中小企業の経営者は概して独力をもつてその企業を今日まで経営し発展させてきたので、自分の支配力の弱まる合同や共同化をきざり傾向があるのであります。そこで政府は、これらの企業経営者をどのように行政指導するのであります。そこでこの場合、何となくも単なる啓蒙だけではだめであつて、資金的な裏づけを持った指導が行なわれなければならないと思ひますが、どうでしょうか。たとえばあの大きな海運会社でも、資金的な背景を持った指導の前には合同せざるを得ませんでした。この問題について御回答をお願いいたします。

○福田（一）国務大臣 なかなか分析をしていただいて、非常にいいお考えが入つておると思ひます。私としては、大企業が中小企業の分野に入つていくというところは、なるべく自分の仕事を専門にやつてもらいたいということから、私はむしろ慎んでもらいたい。大

企業は大企業なりに、もつと世界を相手にしたいへん大きな問題がたつたんとすると私は考えております。だから、そういう意味合で、私は大企業が中小企業の分野に入つていくことについては原則として反対でございませう。ただし、これは原則でございませう。ものによつてはそういうものが起きるかもしれません。中小企業が、たとえば幾らわれわれがこういふふうにするかもしません。中小企業が、たゞまう合理化をして近代化をしてあれしてくれと言つても、それをやらない、倒産したとか破産したとかいふことになる、そういう分野に入つていく場合もありませうが、少なくともそういう意欲を持つて中小企業のやつていくようなところには入らないようにいたすべきである、私はこう思つております。

それからその次の、中小企業をいわゆる近代化する、中小企業がだんだんその分野において大企業になるようにしたらどうか、こういうことでございませうが、これは中小企業に二種類ございませう。いわゆる下請関係の企業といふもの、これは一緒に組み合つていくわけなんです。だから、私はきのう申し上げたように、いわゆるこの特振法というふうな形においてその中小企業がいじめられない、それは独立してはなかなかいけません。その大企業と組んで、コンビになつていくことによつて初めて成立する、その成長が約束される、こういうことになるものもあるわけでありませう。こういうものについては、私はやはり特振法的な姿において基準を合理的にきめる、そうして中小企業にしろ寄せがいけないようにするといふような姿をとつていくこ

とが必要だと思ひます。ただ今度は、中小企業オンリーでもつてやつておるところがございませう。それもいろいろあるのであります。たとえばオルゴールをやるとか、あるいはセメントのタイルをやるとか、いろいろございませう。こういうふうなものになりますと、これはそれ自体として育てていかなければならぬのであります。しかしこれまたなかなかやれない。会社をそのまま育てていくといふことは、そしてそれを大企業並みの生産性まで持つていくといふことは非常に困難かと考えております。そこで、結局はやはり協業をする。そういう中小企業がみんな集まつて、そして集まつたところへ政府としてもできるだけの力を加へつその産業を育成していく、こういう方向に持つていくのが本筋ではなからうか、私はかように考えております。

○櫻井委員 下請企業の点もございませう。私はその点もわかりますが、先ほど申し上げましたとおり、中小企業の圧倒的部分が食料品工業、あるいは繊維、家具木工、こういうようなところに、数日前の日本経済にもありましたが、家具木工方面に新たな大会社がどんどんと進出して、アラスカパルプまで出てきているというふうな状況がございませう。食品工業につきましても、一番先、私が委員会でも申しましたとおり、たとえばパン屋におきまして、あるパン屋が非常に大きくなれば、ほかのパン屋さんはつぶれる。こういうふうなことを申しました。したがって、現在政府で考えられている工業が、従来からあるいわゆる日本に存在して育つてきた工業よりも、新しい工業に主力が置かれたような考え方で

ございすけれども、従来からの工業もやはり何とかしなければならぬ。で、いずれにしても、現在の施策の程度では、日本の中小企業は先ほど述べたとおり資本力が弱いので、早い話が、ゼロを幾ら集めてもゼロであるという結果になる可能性が強く、この法案による保護にもかかわらず、現実には、私が本会議で質問したとおり、法律そのものがさる法となり、一部の中小企業に独特の分野を除きましては大企業に取ってかわられるという可能性が非常に強く、このことがまた蓄積の乏しい日本資本主義の特性であり、必然性であらうと私は考えられるのであります。ただ、しかし、いま言ったような現象が急速に発生する場合は、経済問題を乗り越えた社会的混乱を巻き起こす可能性があるので、やはり大臣に指摘せざるを得ませんが、こういう点につきましてどのようにお考えでございますか。

○福田(一)国務大臣 仰せのとおり、私はこの法律が万能だとは思っておりません。まだまだいろいろの手を考えていかなければならないと思ひますが、まずこういうふうにして認識を皆に持たせつつ、順次施策を進めてまいりたい、かように考えております。

○櫻井委員 次は農林大臣にお伺ひいたしたいのですが、御病氣とかいふことでございすので……

○二階堂委員長 農林大臣が病氣のため出席ができないということでございますので、農林省から久我統計調査部長と中島食糧庁業務第二部長が出席されております。

○櫻井委員 次官はおいでになりませんか。

○二階堂委員長 政務次官はいま要求しておりますが、まだ返事はまいりません。

○櫻井委員 では、次官がおいでになりますまで若干技術的なことをお伺ひいたします。

食糧庁長官にお尋ねいたしますが、去る五月の二十七日に、全濃連の会長本坊氏をはじめ千葉県、鹿児島県の代表の方々があなたに陳情にお伺ひいたしております。その席上、長官は、あなた方はでん粉が安くて困る困ると言ひが、でん粉業者は困る困ると言ひ、君たちが高く買ったから困っているのだと言ひ、では長官は幾らで買ったらいと思ふかという問いに対し、反当り二万円の粗収入があればよいのではないかと答えたそうでございますが、事実でございすでしょうか。

○中島説明員 その際、私同席しておりませんでしたので、正確にどのような申しましたか承知いたしません。おそろく本年のでん粉の価格の事情等がいろいろ議論になりました際に、本年のいまの問題としては、イモの価格につきましては、去年すでにイモの価格がきまりまして農家にも支払いが行なわれておるので、現在直接困つておられるのはでん粉業者ではないか、こういう趣旨を申し上げたのではないかと思ひます。したがういまして、でん粉の問題は農産物価格安定法にもございすように、でん粉の買い上げを通じましてイモ作農家を保護するというのが趣旨でございまして、食糧庁といたしましてはイモ作農家の保護に万全を期するよう心がまえでやっておりますし、

また今後ともそういう考え方で進みたいと思つております。

○櫻井委員 統計部長にお伺ひいたしますが、カンシヨの生産費調査は、三十七年の重要農産物生産費調査報告によれば、反当り粗収入の全国平均は二万六千二百三十三円であり、非災害農家の平均は二万一千八百五十五円でありましたが、間違ひございせんか。

○久我説明員 ただいまおっしゃいましたとおりの数字でございます。

○櫻井委員 ところで、カンシヨの生産地は茨城、埼玉、千葉、静岡、愛知、三重、愛媛、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島であり、しかも三十八年の全濃連の統計によりますと、商品化率の高い県は、宮崎、三重、千葉、長崎、高知、愛知、鹿児島、愛媛、茨城という順であり、他の県はすべて自給を主とした生産であります。そうして、たとえば生産の多い静岡、埼玉をとってみても、自給率はそれぞれ六二・六％、五四・五％であり、自家用と野菜としての市場販売が主になっております。したがういまして、先ほど述べたところのおもな生産県がでん粉用カンシヨの生産県であり、それ以外の県は、たとえば生産費調査にある鳥取、佐賀等は自家用を主とした生産を行なつてゐると思ひますが、いかがなものでございすか。

○久我説明員 大体先生のおっしゃいましたとおりであると思ひます。

○櫻井委員 そこで自家用を主とした生産を行なう農家においては、作物栽培の合理化、近代化が行なわれないのは当然であり、農家も真剣にイモづくりに取り組むはざるを得ません。また原則として販売するわけではないか

ら、価格に対しても興味は薄く、反収が少ないのも当然でありましょう。たとえば、鳥取が一万四千三百七十九円、佐賀が一万二千二百六十円というように、一反歩当たりの粗収入は非常に低額であります。しかも、生産費は、鳥取の場合一万七千六百三十三円であり、明らかに赤字経営となつております。佐賀の場合は、生産費が九千四百五十一円と非常に低い。そして、三十七年の生産費調査によれば、鳥取以外に和歌山、広島、愛媛、高知も赤字であります。これに反して商品生産をしてゐる関東のモデル県である千葉の例をとるならば、粗収入は、反当り二万七千五百六十七円、生産費は二万四千二百八十九円でありまして、そこで前者と後者を全体として総和平均値を出すとすれば、先ほど述べたように二万六千二百三十三円となる。このようにして、この生産費調査は非常におくれた自給生産と、進んでゐる商品生産とを総和平均してゐるところに、イモの生産費価格を引き下げるからくりがあると思ひますが、いかがなものでございすか。

○久我説明員 イモの価格の決定をさします場合に、ただいま先生の御指摘になりました生産費の調査も確かに一つの資料にはなるかと存じますけれども、しかし価格決定の場合には、これは実は十分お使いいただき得るほど、たとえば米ほどの標本調査をやつておられません。したがういまして、確かにただいま御指摘のとおり、自給的な農家と、イモをでん粉に商品としてつくつておるような農家とは差がございすけれども、これは全国で見ますと多少そう言えますけれども、県別の数字になりまして、私のほうは県でものを言い得るほどの数でございせんので自信もないわけでございます。したがういまして食糧庁でも、イモの価格をおきめになるところには別に生産費調査をお使いになつておりませんから、その意味ではただいま先生の御心配のようなことはなかつたかと考えております。

○櫻井委員 何といひましても農林省で生産費調査と銘打つてここにありまふようなりつぱな本をつくりまして、これをもとにして官僚の皆さん方が一応はやつておるのですから、結局価格決定の基礎の中にそういうニエンスをあらかじめ入れてしまふという傾向が生ずるのはやむを得ない。だからこの点におきまして、もしやるのならもつと本格的な調査をおやりになつて、そしてもつとしっかりした生産費調査を出すべきであります。この点が欠けておりますと、私が先ほど申しましたように、どうしてもからくりになつておるのだというふうな考えしか生まれてまいりません。さらに、生産費調査を担当してゐる農家は毎日記帳を行なつておられます。したがういまして、この調査は一般農家の水準よりも経営能力がある農家としか考えられませんが、だから、この生産費調査の基準は非常に生産性の高い上層に片寄つてゐる。一般農家はこの調査にあつてゐるよりコストがかかつておると思ひます。したがういまして、いかがなものでございすか。

○久我説明員 この調査農家を選びます場合には、イモ作農家全体につきまして一応平均生産費が求められますようにアトランダムに選んでおることは選んでおるのであります。しかし何と

申しました。ただ、御指摘のように、記帳能力の問題がございますから、上層に片寄るという傾向は持つております。特に米の生産費などでございますが、非常に厳密にその点を出すこともできませんけれども、イモの場合は多少そういう点もございます。ただ、イモをほんとうに商品として売っております農家というのになりますと、実はどれくらいに経営になりますか、イモだけではわかりませんが、われわれは農家らしい農家というものを運び出して、そのものについての経営の内容を将来押えることにしようということ案を練っております。やがて農政審議会等でも御議論をいただいた上で、おきめいただきたいと思っております。農家経済調査を分析いたしますと、五反あるいは十反以上の農産物販売収入のあった農家というものが農家らしい農家と言えようと思っております。しかし、生産費調査はそういうもののだけではなしにもっと下の階層まで入っておりますから、そういう意味からいいますと、将来は、先生の御指摘のように、この両者を区分して比較できるように、この両者に追加してやりませんと行政にお使いになれないのでは、せつなく拡充強化をすべきだと思います。かように考えております。

○櫻井委員 以上の質問でも明らかで、たとえ千葉県におきましては、一反歩当たりの所得が二万七千五百六十七円、経費が二万四千二百八十九円であり、食糧庁長官のところに陳情に行ったのは主として千葉県人であり、人を見て法を説けということもございますが、食糧庁長官はこれらの人に対して、反当たり二万円あればよろしくおつしやうたのでございませう。これでは、これらの人たちにとっては明らかに四千二百八十九円の赤字になるばかりではなく、農家所得の面からいって、自家労働と資本利子、地代を加えた農民の手取りが、従来ならば、千葉の場合、反当たり一万一千八百七十円、鹿兒島の場合ならば五千三百八十九円であったものが、長官の言う二万円とするならば、千葉ではたつた四千三百三十三円、鹿兒島は四千六百九十三円となつてしまふのであります。だから陳情に行つた方はもうだめだと思つて、翌日千葉市で会合を持ち、このことを報告することにも、昨日は七百人の農民が陳情に参つております。そこでことしの秋の……あとはちよつと大臣が次官がおりませうと……

○二階堂委員長 いま政務次官に出席をお願いしておるわけですが、農林委員会を両方ともやつておまして、手がつかないやうです。

○櫻井委員 もう一ぺんあとでお伺いすることにして、同じことの繰り返しになるかもしれませんが、おききします。大ざっぱな点からお伺いしておきます。

低開発国の第一次産品並びに二次製品のわが国への輸入の問題についてお伺いしたいのですが、万が一低開発国の要求どおりの輸入を認め、仮定した場合、鉱産物は別に、農産物並びにその加工品においてどのような品目、どのような影響が発生いたしますか。もちろん農業問題は各国においても政治的に非常に問題であり、EECの統合や

EECへのイギリスの加盟の問題でも常にこのことが障害になつてきたのであつて、わが国においても国内における農業政策の転換は重大問題であり、簡単に變更できる事柄ではありませう。しかし低開発国からの要求は非常に強く、昨日のジュネーブからの報道によると、日本の評判の悪かつた最大の原因の一つが、第一次産品を取り扱つた第一委員会におけるわが国の態度にあらはれたと伝えられておりますが、日本はこの委員会でのどのような態度をとつたのであります。それとして従来農林省は農業保護政策を口にしてはおりますが、現実には徐々に現在の農業経営の解体の方向に政策を運んでおります。だが今度は、この世界情勢にどのように対応策を講ずるおつもりでございませうか。

○福田(一)國務大臣 私に対する質問ではございせんが、関連した部分がありまして、お答えしておきますが、一次産品の問題につきましては、先進諸国でも、低開発国の言い分をそのまゝのみにすることはできない、こゝういふ空気とか私は聞いております。それから、日本が評判が悪かつたと言いますが、日本としては農業問題については非常にセンシティブであり、急にはそういうふうにはできないといふことを言おう、こゝういふ態度でございまして、これはこれからの国際会議にあつてどういふテクニクでやるか、誠実に自分の姿をあらわしてやつた方がいいかといふ二つの方向があると思つております。私は、今度の国連貿易開発会議に出るにあつたてのいわゆる関係閣僚の会議があつたときに、自分のできもしないことをできるやうな形で述べるといふことは、将来において日本は信用を失ふことになるから、やはり実態を明らかにしておいた方がよろしいといふことをはっきり発言いたしました。まあ私の意見が取り入れられたというより、最初は大体そういう方向で臨んでおつたわけであり、これはいろいろ功罪の問題はあります。これはできないことをできるやうに言つておくことがプラスになるのか、できないことはできないと言つておくのがプラスになるのか、これはいろいろ考え方があつたろうと私は思つております。しかし、われわれは自分の国のためでもあつたといふことを考えて、押しつけがましいといふか、恩を売らうやうな形ではなく、中小企業とか農業の近代化、構造改善をはかつていくといふことは非常に必要でございまして、実はそういうやうな事情もあつたといふことは御了解を賜つたと思つております。

○櫻井委員 私は、ほらではありますせんけれども、ずっと農業問題専門にやつてきておられますので、こゝういふ問題になりますと、通産大臣から抽象的に御意見を伺ひたいと思つても、核心に触れるのは非常にむづかしいと思つたので、農林省の責任のある人にとなたかやはり出ていただきませんか。審議が進められませんか。

○二階堂委員長 政務次官が間もなく見えるといふことでございしますので、見えてからあとで……

○島口委員 大臣にお尋ねいたしますが、今度の中小企業団体法につきま

て、政府が提案されました姿勢をお聞きしたいのであります。

去る選挙におきまして、池田総理は、高度成長政策やら開放経済に移行いたしました、そのしわ寄せが中小企業等に相当以上の影響がある、深刻な世相であるから革命的な施策をやるという公約をいたしましたのであります。今度通産省から提案されました法案を見ましても、革命的な施策と称するものがわれわれにはちよつと理解できないのでありますけれども、団体法の提案が革命的な施策とどういふような関連があるか、一応お尋ねしたいのであります。

○福田(一)國務大臣 確かに池田総理が革命的にやるという発言をいたしておりましたが、それは一年の間にやると言つたわけではなく、言いわけになるから、これは議論してもしょうがないと思つたのですが、これから大いにやりますという形容詞だと私は考えております。具体的にこのことに何百億金をつけます、このことには幾らどうします、こゝういふ法案を出します、こゝう言つたのを実現しておらなければ、明瞭なる違約といふことになると思つたけれども、われわれとしてはとにかく一生懸命やりますといふやうな意味で申し上げておつたわけであり、しかしそれが一生懸命であつたかどうかといふことについては、おのおの、私たちはやつたつもりだと言ひ、あなたの方から言へば、そんなものはやつていないじゃないか、足りないじゃないかとおつしやるかもしれませうが、現実私など、実は商工中金の金利の引き下げなんというのをやつたときには命がけでやりました。命がけと

いうことはおかしいけれども、これが通らなければ私としては重大決意をするつもりでやっただけで、十年間の問題をとにかくあれで解決してみたいのです。だから表現の問題で、これはいろいろございします。だからわれわれ政治家は十分ことを慎まなければいけません。ということはおわかりいただけますけれども、一生懸命やるのだという意味だと御理解を賜わりたいと思います。

そこで今度のこの法案でございますが、これも一つであります。しかしこの法案が全部を代表しておるものではないでございます。またいわゆる革命的にやるというか、一生懸命すべての問題解決に努力していく、農業のためにも中小企業のためにもやるという意味では一つのやり方である。そしてその一つのやり方についても、これが最高度のやり方であるかどうかということについては、これまで御批判があるだろうと思っておりますが、われわれとしては、漸を追って、すべての施策を充実してまいりたい、実態と離れないで、可能な限りにおいて極力これを進めていくということにいたしたいと考えてまして、今回この法案を提案いたしました次第でございます。

○島口委員 大臣の答弁を聞きますと、一生懸命やるという意味であらうというように理解をされておりますけれども、少なくとも日本国民といたしましては、革命的な施策をやるということにつきましては、抜本的な改革をするものであります。したがって、少なくとも革命的という用語は、ただいま通産大臣のおっしゃる通りに、一生懸命やるというだけでは理解されな

い問題があるのではないかと考えます。いわゆる高度成長政策による中小企業と大企業との格差が解消されると池田さんは申されましたけれども、一そう大きくなっている、そのアフターケアとして抜本的な、革命的なことをやるというのであります。単に一生懸命やるのだというように理解とは大きな開きがあると思うのでありますけれども、この点も一度お尋ねしたいと思ひます。

○福田(一)国務大臣 私が申し上げておりますのは、いま御指摘のありました構造改善とかあるいは格差の是正とかいう問題をもちろん前提にいたしておるのであります。それを、いわゆる欠点のあるところ、欠陥のあるところというふうな、大企業と中小企業との関係その他いろいろの問題について、そういうものを解決していかなくてはならない、それはいままでではやっておられないというわけではないが、今後はもう一つ最善の努力を傾けるのだという意味であります。一生懸命というこぼのうちにいろいろな意味があらわれます。これも誤解を受けることばかもしれません、最善の努力を尽くしてやるのだというふうに私は考えて、使っているわけでありませう。

○島口委員 もう一つの問題は、ただいまお答えの中にありましたのは、何もこれ一つが政策の全部ではない、こゝろお答えになりましたけれども、来月の十日ですか、自民党の総裁選挙があるわけでありませうけれども、やってみなければわからない。あるいは佐藤さんがなるかもしれない。あるいは佐藤さんかとも国民に革命的な施策をやると言った限りは、池田内閣がおる間にや

らなければ、国民大衆を裏切ったことになると思うのです。これが革命的施策の一環であるとするならば、全体と称するものの構想がどういふものかをお話し願ひたいと思ひます。

○福田(一)国務大臣 私は総裁選挙とこの問題は関係がない。関係がないというのはおかしいが、直接のことではない、大体池田内閣は自由民主党の政策を実現いたしておるのであります。総理がああいう発言をしておるの、かねて自由民主党の政策を述べておるわけでありませう。その自由民主党の政策が何も変わるわけではないのでございまして、どなたが総裁にならにならうとも、これは現段階におきましては、中小企業あるいは農業に対する抜本的な、いわゆるいま申し上げたようないろいろな問題、そういう問題の解決に最善の努力を尽くすという方向は全然変わらなかつております。

○島口委員 政党政治の立場から大臣のお答えは正しいと思ひます。そういう具体的事実がたゞさん出てくる。佐藤さんであります。あるいは藤山さんであります。高度成長政策が行き過ぎまして失敗したと称してゐるのであります。そういう面から申し上げますと、自民党内の総務会長である藤山さんが、明らかに池田さんが失敗であるということであるならば、自民党政策が失敗したということでありまして、こゝろ責任は池田内閣がとるものか、自民党内閣がとるものか、あるいは佐藤さん、藤山さん等が池田内閣の政策をきびしく批判してありますけれども、これは党内の問題

だけでおさまらないと思ひますけれども、大臣の所感はどうでしょう。

○福田(一)国務大臣 私は、自由主義のこれがまたおもしろいところだと思つておるので、ちつとも矛盾を感じておりません。党内で総裁が一ぺん公選されたら、その総裁の言うことはもう何でもかんでも全部聞いて、一言もそれに異論を唱えられない、それは独裁政治じゃありませんか。そういうものじゃない。それはどの立場におらうとも、やはり一応の批判をしても私は一つもさしつかえないと思ひます。ただ問題は、それはおっしゃいます、たとえ藤山さんが言われている場合でも、あるいは佐藤さんが言われている場合でも、新聞紙上に述べておられるのは、方法論においていささか、もう少しこゝろ方向をやつたらいいじゃないか、こゝろところへもう少し力を入れたらいいじゃないかということであつて、根本的な方針において、たとえば中小企業に力を入れるなんて必要はない、大企業のために大いにやるべきだ、こゝろ発言があつたのなら、これはわれわれとしては党内問題のみならず、これは党としても大いに考えなければいけないでしよう。しかし、何もそういう意味で言つておるのではない。いわゆる近代化をしていくというこゝろは何も悪いことではないが、そのやり方はこゝろいうやり方であつたのではないか、こゝろいう意味で、また自分ならばこゝろいうことを考へておるということをやられておるわけです。お互いに切磋琢磨する内閣のこととは当然である。私はそんなことをあなたに申し上げるや恐縮ですけれども、社会党の中でも御意見がときどき

お違いになる。これと同じなんです。近代化政策の中では、党内において全然発言ができない、そういうものであるべきではない。やはり党の方針がきまつても、またいろいろ問題が變つてくればこれについて意見を述べることがあります。それが自由主義だと思ひ思つておるわけでございます。

○島口委員 社会党内におきまして、社会党の決定いたしました政策に党内批判があること、これは当然だと思ひます。けれども、それは自民党内には総務会という最終決定機関がある。党内問題としては議論はしてもよろしいと思ひます。党内で切磋琢磨することとはけつこうだと思ひます。ところが、大臣も御承知のとおり、佐藤さんの表現であるか、佐藤派と称する方の表現であるか、この点は明確でないけれども、少なくとも池田さんが政権を担当する限りは解消されないから、この付近で政局を一新しなければならぬ、こゝろ言つてゐるのであります。党には党の統一見解がある。党には党の統一見解というものは、おそろく自民党のほうから申し上げますと、政調会を経ましての総務会の決定だと思ひます。この総務会の決定と相反することを、自由主義であるから自由に言つてよろしいというのであるならば、政党政治の連帯責任制というのとはどこにあるのか。われわれ社会党内におきまして、あえて主流、反主流という表現をしますと、反主流の方の批判はあるのです。あるけれども、党内の機関に対する発言でありまして、党内の決定を無視するようなことを対外的に国民に表現したことはない、あるいは公約

をしたことはない。政党に統制機関がなければ一個の徒党でありまして、政党ではないと思ふのです。個々には相違している意見がある、自民党から申し上げますならば、自由主義のたてまえから、資本主義のたてまえからいろいろ意見はあると思ひますけれども、自民党の統一見解を出して、政党が連帯責任を持つのであります。それを自民党の統一見解を無視するようなことを発表をいたしますことは、徒党でありまして政党でないと思ふのであります。

○福田(一) 国務大臣 もしあなたのことばを措いて言うならば、一ぺん総裁がきまつたら万々総裁でありまして、総裁がきめて、それで政調の方針をきめて、総務会できめていったら、それに対して一言も異論を言えないということであれば、万々総裁ができてしまふことになると思ふのです。私は公の立場においてやはり言つても一つもさしつかえないと思ふ。それは意見があれば言つたらよろしい。しかし、意見があるということ、その意見をそのまま政策に移すということは別でございます。それを決定して、そうして党の機関として決定する場合には甲論乙駁があつても、決定をもう一ぺんし直しはできない、そのときに発案権がない、いままでの政策に対して、これを修正する修正権がない、発案権がない、こういう考え方は自由主義、民主主義というものはできないのではないか。われわれとしては、そういうことは言つてもよろしい、ただし、言うことは言つても、それを党の政策として実行し、政府の方針として実行していく場合には、これは正当な機関の議

決を経なければいけません。いま総裁選挙の前にあつて、自民党の政策を根本的に変えようと言つておる人はないのであります。自民党の自由主義経済あるいはまたいままでやつてきたことについて根本的に改めるのではない、方法をいろいろふりにしてはどうであらうか、私が総裁であればどういふことを言われるのであります。政治政策が変わるわけではあります。政調会の議を経たわけでもなければ、総務会が決定したのでもありません。総務会長だからといって、そういう発言をしてはいけません、こういうふうに私は考へてはいない。われわれは切磋琢磨していくといふことは、いかなる場合においてもやつていいのではないかと、こういうふうに考へております。

○二階堂委員長 島口君にお願いいたします。できるだけ法律に關係のあることにしほつて御質問願ひます。

○島口委員 いま、前提問題の議論ですから……

私も大臣のおっしゃるとおり、総裁が一回當選いたしますと、万々その人でなければならぬといふように考へていないのです。だから総裁の公選権がある。二年の任期がある。その二年の任期の際に、党内の諸君、党内の機関に訴へることは正しいと思ふ。だけれども国民大衆に向かつて、従来の自民党がとつてまいりました施策が間違ひであるといふような意見を發表いたしますのは、おそらく政党制度の立場から見ますと、統制のとれたいわゆる国民全体に政党全体で責任を負ふといふ姿勢ではないと思ふ。しかし、これはいづれかのまた機会にいたしまして、

その政党政治の論は抜きにいたしました。具体的な問題に入りたいと思ひます。

そこで、ただいま大臣も、今度の団体系の一部改正法案が必ずしもこれで十分とは考へておられぬ、こういうような御発言でございましてたけれども、どの点が不十分であるかを答へ願ひたいと思ひます。

○福田(一) 国務大臣 私は、いまの段階においては、現実の問題を見てこの程度でやる、これが十分であるかどうかといふことについては御批判があるであらうといふ意味で申し上げたのです。これがいまの段階においても私の信念と相反しておるといふ意味で申し上げたわけではございません。

○島口委員 今度の改正法案の趣旨を見ますと、中小企業の実業活動に適正な機会を確保するため、こう言つておられますけれども、どうですか、この改正法案によつて中小企業が完全に大企業と対立ができる、競争ができるというふうなお考えでありますか。これを見ますと、大企業が進出をいたしました、中小企業の分野をじゅうりんいたしまして、その際に合理化カルテルをやる。これは新しく転業をする期間の間だけ大企業にはいわゆる特殊契約を締結いたしました、時間的な余裕を与えるといふことでございまして、けれども、そういう時間的な余裕を与えるだけで、この中小企業問題が解決すると思つておられるかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○中野政府委員 今度出しております法案につきましては、確かにいま先生が御指摘のように、大企業の進出によつて中小企業が非常な打撃を受ける

というふうな場合に、その中小企業者のつくつておる商工組合が大企業と交渉をして、その進出の計画を一部変更せざるというふうなことをきめさせるわけでございます。またその交渉が不調な場合は、今度は通産大臣が中に入つてこれをあつせんとか調停をする、こういうことでございまして、われわれの見るところでは、この形でもつて商工組合は大企業と対等に話ができると思つております。また大企業のはうには応諾義務を課しておりますから……

しかし、ただそれ、中小企業者自身が経営の合理化なり体質の改善をほつておいてはいけませんから、したがつて一定の期間を限つて大企業の進出に待つたをかける、その間に中小企業者がみづから自己の体質改善をやるべきである、こういうたてまえになつております。したがつてこれに対しては、たとえば近代化計画等を業種別に立てさせるというのをやりました、金融的にも税制面でもこれに対して政府としては待つたをかけておる間にできるだけ中小企業の近代化、体質改善を促進させるようにさせよう、こういうことでございまして。

○島口委員 今度の提案されました法案の趣旨につきましましては、まさに長官の言つたとおりであります。ところが私の言わんとするのには、中小企業基本法にうたわれておりますところの中小企業の生活安定なり業界安定と称するのとはそういう暫定的なものではなくて、半恒久的な政策の打ち出し方ではないならぬと考へるのであります。たとえその合理化なりあるいは他の事業のほうに転業いたします時間的な余裕を与えておられます、ここ七

十年の経済の流れを見ますと、独占企業はあらゆる市場を集中独占しつつある。一つの例をあげますと、従来は漁業だけでありましたが大洋の④におきましても、陸上に上がりまして肥料の加工もやる、肉の加工もやる。あるいは日魯漁業におきましても農産加工もやつてきている。あるいは食油におきましても、かつては豊年なりあるいは日清味の素等が日本全国の消費をいたします量の四割か四割五分しか生産しておらないと言つておりましたけれども、ただいまにおきましては生産機構が集中化されまして、大手五社か六社が集中すれば日本の需給量を全部生産できる。特に貿易の自由化によりまして原料を大量に外国から輸入してまいりまして、まさに生産機構を独占しようとするのであります。こういうふうな財閥におけるあらゆる業界における進出を見ましても、若干合理化、体質改善をいたします時間的な余裕を与えましても、将来におきましての中小企業の職場というものは大企業に独占されるという可能性が非常にあります。したがつて中小企業基本法のうたつておられます精神というものは、過去、現実、将来ともに中小企業の基盤というものを確立する、確保する、保障してやるといふところに中小企業基本法の精神があると思ふのでありますけれども、その点の見解はどうでございませう。

○中野政府委員 私は少しさういふ考へ方ではなくて、基本法の考へ方は中小企業者自身の体質改善、これによつてそれぞれ適正な分野を確保できるんだ、こういう考へ方でございまして思ひます。ただ、いま申し上げましたように、大企業が一時的に進出するため

に中小企業が非常に困るという事態を避けるために今度の法案を出してあるわけであり。その意味におきまして、一種の中小企業の分野というものはつきり法律が何かできても、そこには他の業者は一切入ってきてもいいかぬというふうな政策をとれば、かえってその中に入っておる中小企業の体質というものは弱くなつていくわけですね。したがって、そういうことでなくして、やはり大企業、中小企業といわす、いわゆる正当な自由競争というもののなかでそれぞれが自分の努力で体質改善をやつていく、それに対して政府は適切な施策によつてこれを応援するというのが中小企業基本法のたてまえだと私は考えております。

○島口委員 この法案と対立の形におきまして、社会党から中小企業の事業分野確保の法案が出ております。確かに長官のおっしゃいますように、中小企業の分野というものをラインを引きまして明確にいたしますと、近代化なり体質改善の度合いがわかるということがあるけれども、これは決して半永久的に体質改善をやらぬというところではないと思ふ。あえて大企業の中小企業の分野への進出を抑えまして、やはり自身の生産コストを切り下げる問題あるいは技術の革新をやらなければ、中小企業同士の戦いにおきましても脱落せざるを得ない。そういう面から、中小企業分野を明確にいたしましたして中小企業同士の競争をいたしまして、体質改善なり技術の改善は出てくると思ふ。そういう面から申し上げても、一時の暫定的な特殊契約というよりも、中小企業の分野というものを明確にいたしたほうがよろし

いと思ひますけれども、その点に關する大臣の見解、あるいは長官から聞きたいのは、はたしてこの分野は中小企業がやつてよろしい分野なんだというに關する調査をしたことがあるかどうか、そういう点をお聞きしたいと思ひます。

○福田(一)國務大臣 私は、その問題はなかなかむずかしい問題があると思ひます。調査をすることはけつこうであります。調査をしなければならぬが、大体この中小企業というものの定義からしてむずかしいのでございませう。それはいろいろ、資本金五千万円以下あるいは三百人以下とかいうような一定の基準をつくつておりますが、この基準がいわゆる中小企業のワキにはまつておるのかどうかというやうな問題もなかなかむずかしい。これは一応線を引いておるだけであつて、それから、中小企業でやつておるものは大企業になつてはいけないうやうのじやないですね。だんだん高度成長して大企業まで伸びていくものもあるわけですね。たとえばソニーのやうなものはその例であります。ほとんど大企業に近いところまで伸びてきておる。こういうものがあります。だから中小企業問題というものはその業種々々によつて、場合によつて、その会社によつては大企業のランクへ入るものもある、将来すつとやはり中小企業的な規模でやるものもある、一応そのちよつと上までいってやるものもある、まあ卒業生がどんどん出てくるやうなものでもあります。ある意味で言うところちよつとおかしな表現ですが、あまり成績のよくないものばかりが下のほうでたまつておるという形もあり得

る、考へ得るわけでございますから、そこでいまあなたのおっしゃるやうに、この仕事は全部がもう中小企業でなければ、という判定ができるかどうか。私はもちろんそういう大体の方向はきまると思ひますが、お前の会社はこの仕事をしてゐる限りは絶対資本金五千万円以上にはしてはいけないうやうなことはいいと思ひますから、そこら辺にいろいろのいわゆる画一的には言えない面があると私は考へておるわけでありまして、これは御了解を賜つておると思ひますが、特に付言をさせていただきたいと思ひつたのであります。また、御質問の点につきましては長官からお答えを申し上げたいと思ひます。

○中野政府委員 中小企業でやつたほうがよい業種といたつたものだけを取り上げて特別に調査ということはいたしておりません。しかし、中小企業性の高い業種がどういふものであるかというところは統計によつてちゃんと出ております。それからもう一つ、これは実は外には発表してありませんが、基本法をつくるに際して、現在中小企業が相当部分を占めておる業種であつて、それが将来一体どういふ形になつていくだらうかというのを一応予測調査をしたことはございませう。たとえば中小企業の業種の中で将来生産性が大いに上がり得るものかどうか、生産性が比較的停滞をしていくものかどうか、それから大企業の関係でどういふふうになるであらう、それから需要が将来伸びる業種か、あるいは需要が減退をする業種か、あるいは需要が停滞をする業種か、こういうやうなことでサンプリ的に取り上げて調査をいたしまし

て、その結果をさつと申し上げますと、中小企業の生産性を上げることによつて、まだ中小企業として相当伸び得るというものが相当あつたわけでありませう。しかし中には、将来転換を余儀なくされるであらう、あるいは需要が減退して事業そのものが停滞をするであらうという業種もございませうが、必ずしも先ほど先生がおっしゃつたやうに、特にこれから大企業によつて中小企業のはほとんど全部の分野が荒されるというやうな結果には、一応役所のほうで予測したものはそういうふうになつておりません。

○二階堂委員長 桜井茂樹君。

桜井君に申し上げますが、通産大臣は十二時から一時まで渉外事務のため退席されます。なお、丹羽政務次官も委員会を中座して来ておられますので、できるだけ時間を短縮していただきたいという御要望でございます。

○桜井委員 先ほど私は、国連貿易開発会議のことにつきましていろいろと質疑をしてきたのでありますが、次官が参られましたから、関連したことをもう一度申し上げます。

低開発国の第一次産品並びに第二次製品がわが国への輸入の問題について農林次官にお伺ひいたしますが、万一低開発国の要求どおり受け入れると仮定した場合、鉱産物は別として、農産物並びにその加工品において、どのような品目にどのような影響が発生いたしますか。もちろん農業問題は各国において非常に政治的に問題であり、EECの統合やEECへのイギリスの加入の問題でも常にこのことが障害になつてきたのであつて、わが国においても国内における農業政策の転換は重大問題であ

り、簡単に變更できる事柄ではありませぬ。しかし低開発国からの要求は非常に強く、昨日のジュネーブからの報道によると、日本の評判が非常に悪かつた最大の原因の一つは、第一次産品を取り扱つた第一委員会におけるわが国の態度にあつたと伝えられておりますが、日本はこの委員会でのやうな態度をとつたのですか。そして、農林省は農業保護政策を口にはしてありますが、現実には徐々に現在の農業経営の解体の方向へ施策を運んでおります。だが今後は、この世界情勢に對してどのような対応策を講ずる考へであるか、大局的な所信をお伺ひしたい。

○丹羽(六)政府委員 低開発国から一次産品の輸入によりましてわが国に及ぼす農業の影響でございますが、ただいま先生からの御指摘で、どういふ品物を入れたらどういふやうな影響があるかという、こまかいと言つては失礼でございますが、その品目にわたしましては事務局から御説明を申し上げることをお許し願ひたいと思ひます。そこで、もちろんわが国とそうした国々との関係がございませうので、できるだけ入れねばならぬわけでございますが、しかし向こうのやうなところのものをわが国として、農業の面につきまして入れるわけにはいかない。あくまで先生の御指摘のありましたやうに、国としては農民の福祉、農業の振興ということを考へておりますので、無条件で私どもが向こうの要求をのむわけにはいきませぬので、できるだけこちらとしまして、国の農業に影響を来さないやうなことを前提として、できる限りの輸入を考へていきたいと思ひます。

○櫻井委員 大体問題になっているのは、熱帯産品を除きまして、米とタピオカ、お茶、こういうものはおもだろと思う。それ以外にはあまりない、コンニャクも若干ございますが……。

主要作物である米麦につきましては、これは現在食糧制度でやっております。それに次ぎましてはイモでございす。今日、トウモロコシの輸入と関連いたしまして、一昨年来コーンスターチの生産が急速度であります。全販運統計では、三十六年三万トン、三十七年八万七千トン、三十八年十三万トンという速度で伸び、三十八年十二月で日本食品化工、日本コーンスターチ、三和製粉、敷島スターチ、大久保製粉、滝野コーン、味の素等々の会社の設備投資も大きく、日本食品化工の日産二百トン処理工場のごときは、一工場としては世界最高最新の能力を持ったものであります。しかもまた本年九月には、千葉県の五井において、王子コーンによる本格的な生産が始まるはすであります。このコーンスターチは、イモでん粉とは用途が違ふといわれております。しかし現実には、三十八年度においても約一万吨程度は水あめ用として流れております。コーンスターチ工場は設備能力が大きく、したがってこれをフル操業に持つていくということが最も経済的であります。そうすると一定の生産量で原価並びに利潤を確保し、余剰分を利潤抜きでダンピングするといふ場合も考えられるのであります。ところで、コーンスターチはいわゆる政府買い上げの対象になっていません。したがって政府が行政指導による規制をすることは困難であります。この場合、いま論ぜられて

いる中小企業団体の組織に関する法律の一部改正で、全販運、全搬運とコーンスターチ製造会社との間に協定が結ばれるといふことで、この法律が適用されるのであるかどうか。だが、全販運は商工組合に入っておりませんが、これはどのようにするのか、この点、通産大臣と農林次官にお伺いします。

○松岡(元)政府委員 お話がありましたように、全販運は商工組合ではもちろんございせんし、直接中小企業の組織の法律の規制を受けるわけではございせんが、全搬運その他の三団体、全販を含めましてよく協議して進めるように、食糧庁当局から指導を加えております。

○櫻井委員 この法律の適用はあるのですか、ないのですか。

○中野政府委員 これは所管は農林省になっておりますので、いま農林省の経済局長からお答えになったとおりに解釈してあります。もう少し具体的に事態をよく通産省としては調べた上、回答いたしたいと思ひます。

○櫻井委員 わからないうでありますからどうにもならない、あとでよく御研究をお願いいたします。しかし非常に大きな問題でございす。しかしこれだけでは問題は解決いたしません。たとえば、昨年度政府は外国でん粉を三万四千トン輸入いたしてあります。その内訳は、タピオカでん粉一万五千五百三十一トン、パレイシヨでん粉一万三千八百二十九トン、サゴでん粉二千九百十トンであります。今後これが、先ほどもちょっと触れましたとおり、低開発国からのわが国に対する輸入要請となつてあらわれてくる可能性

があります。現にタイ国からの要請は強いものがあります。今日において、でん粉の関税率は二五%といふことで一応防遏されておりますが、貿易障害撤廃の問題とも関連して、今後この見通しはどうなりますか。先ほどから私は三回にわたりました、国連貿易開発会議につきまして議論いたしてありますので、通産大臣はよくおわかりのようでございますが、その世界のとうとうたる流れの中でこの問題をどう解決するかといふことはつきりと、農林省の方にもお考えいたさきまして、そうしてこの問題に対する対処のしかた、日本の農業をどうするかといふことにお答えを願ひたい。

○松岡(元)政府委員 昨年東南アジア諸国からでん粉を輸入いたしましたのはお話のとおりでございます。また、タピオカでん粉につきましてはタイ国から要求が強いことも事実でございます。ただ、先ほど来のお話を伺つておりまして、国連の貿易開発会議でそういった問題が出たといふことでございす。正式の場でそういう品目が具体的に問題になったという報告はないのでございす。でん粉はもちろんでございす。先ほどあげられました紅茶、米、これは熱帯諸国の輸出品でございすけれども、具体的にそういうものについての議論は公式の場では行なわれなかつたのでございす。もちろんな米などにつきましては、今後もある程度要求があるかと思ひますが、政府としては現行方式で臨むことはもちろんであります。タピオカでん粉につきましては、現状におきましてでん粉の輸入を自由化するか、ある

いはワクを大幅にふやすといふことは、その年の事情によつて、足りない場合は別でございす。そういうことは現状においては考へておりませう。もちろん要求は強いのでございす。すけれども、これは一方ででん粉に対する国内対策を十分立てまして、その上でなければならぬ問題に対処できない、こう考へております。ただ、今後どうするか、今後低開発国の要求が非常に強いときはどうするか、こういうお話でございすけれども、国連の貿易開発会議にいたしまして、ケネディラウンドにいたしまして、やはり一般的に低開発国の要求が強いとか、あるいはアメリカの要求が強いとか、そういうことはございす。また、それぞれの国の事情は十分加味していくようになるものと思へるのでございす。日本といたしまして、日本の農業には日本の農業の個別の問題がございす。新聞ではいろいろなことを伝えておりますけれども、決してそのような画一的な考へ方で会議が進められ、あるいは協定がつくれるものとは考へていないのでございす。

○櫻井委員 いまの世界情勢に対する認識が何か非常に甘いように私感するのでございす。これは先ほど申し上げましたとおり、この前宮澤長官あるいは外務省の方々、すべての方々と一応この委員会において議論され、そして大局的な歴史の方向といふことで確認されてきた、そういう問題でありませう。したがって、日本の国内体制といふものも、自分みずからのために確立していかなければならぬ、そして農業問題がおくればいければいほど、われわれ自身としてもこれと本格的

的に取り組んで改善していかなければならぬ、こういう問題であります。ですから、ただ単に従来どおりにいくという形ではございす。三年先、六年先、十年先、いふことになつてしまふ。現在、いま公式の席上ではなかつたと言ひますが、新聞の伝へるところによれば、各国から、個別であるかどうかは知りませんが、いろいろな要求があつたといふことは、現地の報道として、朝日においても、あるいは日本経済新聞にもあらわれているところであります。またこのことは通産省並びに外務省においても確認されていふことであります。ですから私は心配してゐる。ことにタピオカでん粉の原料であるカッサバ、これは年じゅう生産されますから、現地におけるでん粉生産は非常に長期間操業可能であります。日本のでん粉工場のような操業日数が年間四十日から六十日といふのと比較するならば、非常に経済的なものであります。だから、タピオカでん粉の価格は、先ほど食糧庁に電話して聞いたのであります。昨年輸入したもので三十七・五キログラム当たり千四百円から千八百七十五円程度と、非常に安く生産されているので、非常に安く入つております。

【委員長退席、始開委員長代理着席】
そこで、わが国におけるイモ並びにでん粉の生産及び需給が将来どのようなふうになつていくのか、この点がわからないと農民並びにでん粉業者は非常に不安にさらされます。現に、昨年度はでん粉が非常に不足し、外国でん粉を輸入するほどでありました。しかるにことは過剰であつて、でん粉業界は非常に

困っている。そこで政府は五月十四日、二万五千トンの買い上げを決定いたしました。さらに、それにもかかわらずでん粉の下落がとまらず、六月十二日、さらに五万トンを全販連、全濃連によって買い上げさせることとし、金利、保管料、保管諸経費を政府が負担すると発表いたしました。

ところで、まず最初にお伺いしたい点は、現在の需給面で過剰分が幾らあるのがありますか。第二に、五万トン買い上げは二万五千トンの外ワクでありますか。第三、この五万トン買い上げの資金は補正予算を組むのでありますか。それとも予備費から出すのでございませうか。第四、見通しとして、でん粉の需給は強含みと考えているのでございませうか。すなわち、でん粉の現在の過剰は一時的現象であつて、したがつて、これだけ買い上げを行なえば直ちにでん粉価格が上昇し、売り渡し価格がより高くなり、実際は三十七・五キログラム当たり千六百八十四円プラス金利、保管料、保管諸経費、これをペイして、政府は事実上予算は要らないというように考えておるのでありますか。その点をお答え願います。

○中島説明員 ただいま御質問のございました点にお答え申し上げます。最初に需給面でありまして、需給につきましても、供給は持ち越しを含めまして百一十一万五千トンと見ております。これに對しまして需要は百七十七万トンでございます。差し引き約四万トンがイモ年度としては過剰であるというふうに見ております。

それから第二点の、五万トンは二万五千トンの外かという御質問でございますが、これは、二万五千トンのほか

に五万トンにつきましてただいま先生のおっしゃいましたような処置を講ずることにきめたものでございます。

それから五万トンの今後の処理の問題でございますが、これは市況が回復しますれば、食糧庁の指示によりまして一般に売り渡しをするということになると思ひます。ただ、先ほど金利とか倉敷料を負担すると申し上げましたのは、一応一般会計で負担をするというぐあいに考えているのでございまして、将来補正予算を組むかどうかということは、これは今後の問題でございしますが、政府の補助に關します限り、これは予備費でまかなうことにならうかと考えます。

それから、でん粉の需給が今後どうであるかという御質問でございますが、実は昭和三十三年ごろから最近までのでん粉の需給を見てまいりますと、糖化製品への需要がふえたとか、ビール用あるいはグルソーへの需要がふえたというふうなことで、毎年一五％くらいずつ非常な勢いで需要が伸びておつたのであります。そこで、三十八年におきましても従来どおりの傾向をたどればかようなことはなかつたのでございしますが、一つには砂糖の価格が非常に安いということが影響いたしまして、糖化製品への需要が減退をしたというふうな事情があるようでございます。そこで先ほど約四万トンの過剰と申し上げましたので、それに對して一応調整をいたします数量は約六万トンでございますから、市況は上向くのではないかと思つておりますけれども、それではどの程度まで、いづれどろどろなるのかということにつきましては、なお今後の推移を見まさんと

はつきりは申し上げられないというのが現状でございます。

○櫻井委員 当面の施策としてはこれ先ほど申しましたとおり、世界情勢の大きな変革に對する必要がある、砂糖やコーンスターチやタピオカでん粉等との関連を考へるとき、いまこそ政府が基本的に施策を考へ直さなければならぬと思ひます。そしてこのことは、農民はもちろんのこと、でん粉業者もコーンスターチ生産業者も念願しているところであります。そこで農民が安心してイモをつくれるよう、またでん粉業者も従来のような投機的生産ではなくして合理的な生産を行なえるよう、さらにはまたコーンスターチ業者がむだな投資を行なわなくて済むように、イモやでん粉に關して価格の上限と下限をきめて、価格が下落したときは政府が無制限に買い入れを行ない、不当に上昇したときには無制限に売り渡すという価格安定帯を設置するといふような制度をつくるお考えはございせんか。

○丹羽(兵)政府委員 ただいま先生から御指摘がありましたように、農産物全体から考へましても、やはり価格の安定、もっと具体的に申しますならば価格の安定帯をつくるということは必要と私も思つております。しかしいろいろと関係もありまして、検討はしておりますが、現在結果的にはまだその運びに至つておりませんが、御趣旨はそういう方向に持つていくべきだと思ひます。ただいま申し上げましたように検討を進め、またどのような考えをもつて進めておるかということは事務

當局から内容をお話し申し上げることに御了承願ひたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 ただいま、でん粉の価格安定の対策として安定帯をつくつて、それで政府の操作で一定の幅の中に安定させてはどうかというお話でございます。この問題はでん粉に限らない問題でございまして、乳価にいたしましても、いろいろ重要な農産物について価格安定をはからなければならぬ。野菜についても同じでございします。そういうことからいろいろな角度で、特に自由化の問題を控へておられますので、価格面の対策と、もつと基本的な構造的な対策、つまり体質そのものを改善していくような対策をあわせて考へなければならぬということ、現在実はまだ内容を申し上げられないわけではございせんが、自由化の面と農政の基本的な問題として、各種の農産物について具体的な検討を加えておる段階でございします。

○櫻井委員 そこで、ことしの秋のカーンシヨの価格はどのようにきめようとするお考えでございませうか。先ほど私が申しましたように、生産費調査それ自体非常にいいまいなものであり、先ほど部長から答弁がございました問題があるばかりではありませぬ。日銀の統計によれば、一般の都市労働者の賃金指数も、三十七年十月に比較して本年二月で七％上昇しておりますし、十五日の地方農政局長会議の報告が新聞に出ておりますが、イモの生産地でない東北を除くと、一五ないし二十％の労賃の上昇が報告されております。物の価の騰貴は言うまでもありません。したがつて政府として、いま直ちに幾らの値段に引き上げるといふ確定的なこ

とは述べられないにしても、イモの作付面積はすでにわかつておりますし、平年作と仮定した場合、農業パリティ、商品化率、需給関係も現段階においてある程度見通しがつき得るので、この秋にはこれらのものを勘案して当然この程度上げなければならぬというぐあいのことは言明できるはずだと思ひのでございしますが、どうでございしようか。そして、世界情勢の変化があるにいたしましても、いま直ちに不当にイモの価格を引き下げ、農民の犠牲に關してこの問題を解決すべきではなく、むしろ農民を豊かにし、資金の余裕を与えることによつて合理化、近代化を促進し、あるいはより有利な作物へ転換することを容易ならしめることがあつたか政治のあり方だと思ひますが、いかがなものでございませうか。

○松岡(亮)政府委員 イモは、御承知のように大部分がこれから植へつけが開始する段階でございします。それで秋にその値段をきめるということにしておりまして、いまだのぐらゐにすることということを申し上げかねますが、労賃が上がつておることは、お話がありまして、これは農産物価格安定法に基づきまして、その定めてある算定方式できめるわけでございします。現段階ではその程度のことを申し上げるほかはないと思ひます。

それからでん粉とイモの関係でございしますが、この問題も十分検討する余地があると思ひのであります。農産物価格安定法が直接にはでん粉対策、生産農民がつくり出すイモの価格と――直接、間接という表現は適當でないか

もしませんが、直接には、でん粉の価格の安定、それがそのまゝ生産農民のつくるイモの価格の安定に制度的には直結しないという面がございす。これは先ほど来お話ありましたように、この面に対しましてはメスを入れる必要があると思ひます。

○櫻井委員 労賃の上昇や物価の騰貴はお認めになるのですから、したがって、いろいろな算定方式は私も存じておりますが、それらの算定方式の中に当然織り込まれるということになれば、昨年より高くなるのが当然だといふぐあいに理解してよろしくございすか。

○松岡(元)政府委員 私から当然そうなると思ひ上げかねるのでございす。が、通常の考え方をとりますれば、農産物価格安定法を前提にして考えますならば、そうなる可能性はある、こう申していいかと思ひます。

○櫻井委員 次官いかがでございすか。

○丹羽(元)政府委員 ただいまお話のありましたように、農産物価格安定法によつて相場はきめるのですが、その計算内容は先生いま御指摘のとおりであります。そういうほうから割り出してまいりますけれども、現状としては、労働賃金は高くなつたし、ものは高くなつておりますので、おことばにもありましたように、やはり農民に対する愛の農政をやろうとする、そうしてまた農民に大いに増産意欲を持たせれば、私もやはりはつきりここで高くなるであらうということを示明するわけにはいきませんが、結果的に、政治家として思ひますには、当然幾らかでも

高くなつてはならないんじゃないか、こういう考え方をしております。

○櫻井委員 次に、いつごろカンショは収穫されるかということに三十七年度の生産費調査報告で見ると、比較的に早く掘る、しかも商品化率の高い関東の茨城、千葉をとつてみるならば、十月中に収穫されるものが茨城八〇%、千葉五三%であり、おそいといわれる九州の鹿児島、宮崎でさへ三八%が十月中に掘られております。したがつて指示価格公示の日取りは、当然のこと九月末かおそくとも十月の一日か二日でなければ、農家は安心してイモを掘ることができません。そればかりか、従来十月末に発表される例が多いので、それまでの間にあめ屋、でん粉屋が思惑的な相場をつくり、流通機構が混乱しているのが現実であります。ところで二十八年度に農産物価格安定法が制定されて以来、三十二年には十月七日、三十三年には十月三日、三十四年には十月八日に公示されている事実も存在するのであります。だから今年度のうちに、非常に農民が不安な状態にある年においては、特に一刻も早く公示すべきであります。次官として、九月末か十月初めに指示価格を公示する意思があるかどうか、この点をお伺ひいたします。

○丹羽(元)政府委員 ただいま、これまでお話のありましたように、せっかく皆さん方の御協力を得て指示価格を出しても、もうそのときにはイモがない、もうすでにその前にたたかれて安く農家は手放しておる、指示価格をせっかくつくつたときには、もうものはない、いま申し上げたような結果になつておつたのが、毎年のようでは

ありませんけれども、ときどきそういう例を見ております。私も私として、早くこの価格を出すことをきめることを念願しておるのでありますが、統計等の関係で思ふように早く出せないことは残念に思つております。しかしことはできるだけ早く手回しをいたしまして、あらゆるものをそろえて農民の気持ちに合うように、指示価格を出したときには、もうものはないといふような、しかもその前に安くたたかれて売るといふ結果にならないように、十分に考慮に入れます。できるだけ早く指示価格を決定するようにいたしてまいりたいと思つております。

○櫻井委員 統計が間に合わないとおつしやいます。十月三日に公示した例もございす。統計の末端の事務当局その他からも私もいろいろ聞きました。今日、電信電話網、それから計算機が非常に発達しているのですから、これはできないことじやありません。どうかひとつ早く発表をお願いいたします。

次に、カンショの指示価格は昨年度三七・五キログラム当たり歩どまり二三・五%のものが三百円と決定され、二三・五%以下のものについては、〇・五%につき五円の割合でこの価格より差し引いた額となつております。が、二三・五%以上の歩どまりのものはこれと同額となつており、二三・五%の価格が上限であります。したがつて歩どまりのよいカンショをつくつても、農民にとっては利益にならないことは明らかであります。そこで三〇%も歩どまりのあるようないい製品のつ

くられる九州において、イモは安く買われているということになり、九州のでん粉業者は確かに非常に有利になります。その結果安いでん粉が関東に送られ、したがつて関東のでん粉業者はそれだけ安くイモを買わざるを得なくなる。こうして順をめぐつて関東のイモ作農民も安くたたかれる。だから二三・五%を上限とするやり方は、政府がカンショの優良品を増産させる意思を持つていないのではないか、こういうことを考えるのであります。優良品種を普及せしめて、でん粉工業の経済性を高めることも、農民所得を増すことも困難であります。だから上限を撤廃して完全スライド制にすることが公平であり、当然であり、生産の増大と合理化に役立つのであります。

○丹羽(元)政府委員 まず、さきの御要望でございすが、なるほどお話のありましたように近ごろは統計等をとるにも早くできるようになりましたので、そうしたことでもかなり勘案して、できるだけ早く御趣旨に沿うように指示価格の決定をしてまいりたいと思ひます。

次に、ただいまの御意見でございすが、実は私もこのイモの相場をきめるときには、もう十年近く毎年関係を開いてはおります。いま先生の御意見を聞いてはおります。いま先生の御意見のようによいことがいいかどうかというところは、まだここで次官として、はつきりいままでは先生の御意見、全面的に私は賛意を表してまいりましたが、これについてはもう少し検討させていただきます。後日のときに政府としての考えを述べさせていただきます。

ように検討を加えさせていただきますこと、御猶予をちうだいいたしたいと思ひます。

○櫻井委員 この点は政治における合理性です。この合理性が貫かれていないということは、これはおかしいのです。そしてしかもそのイモの品種の改良ということ、これなしにはどうにもならないといふことは、みなわかつてのことなんです。ですから、この点につきましてもどうか前向きで御措置くださるようお願いいたします。

次に、次官、中小企業庁長官にお伺ひいたしますが、でん粉工業、あめ工業の合理化が行なわれない限り、農民にばかり価格のしわ寄せがいくでございす。なぜならば、先ほど来申されておりますが、アメリカにおきましてはブドウ糖の価格は砂糖の価格とニューヨーク相場は同じであります。でん粉価格も同じであります。このようなことで、上がそういうぐあいに押えられてくる可能性が非常に強いといひます。その間においてでん粉工場なりあるいはあめ工場が合理化を行なうということをしなさい、農民にばかりしわ寄せを持つてくるという結果になります。そして五月六日の農林水産委員会において、農林大臣みずから企業の合理化と合同を推進する措置をとると言つております。でん粉工業の、さらにまたその最大の消費者であるあめ工場の合理化を政府はどのように進めるつもりでございすか。農協工場の場合の合理化資金は、農業構造改善事業による農業近代化資金から支出されると思ひます。しかし一般の

でん粉やあめ工場に対しては中小企業設備近代化資金、合理化資金にたよら

ざるを得ないと思ひますが、この点どうでございましょうか。私は以前にも質問いたしましたが、これらの工場はほとんど典型的な中小企業であり、零細経営であります。そしてでん粉用カシヨが増産されているとはいひながら、原料が一定である場合、ある工場の合理化が進めば他の工場はつづれざるを得ません。これに対して政府はどのように近代化、合理化を進めるつもりであるか、以上の点をお答え願ひます。

○丹羽(兵)政府委員 特にでん粉を御指摘になつての御意見でございますが、このでん粉による製品価格を消費者のために安くしなくちゃならない。そこで製品の過程に合理化がなされていないので、結局は生産者、原料にしわ寄せがくる。そしてまたかりに一つが合理化されると他のほうがつづれるおそれがあるではないか、こういうふうな御意見でございますが、それに対して政府として、特に農林省としてはどう措置をしておるか、こういうことについてのお答えをさせていただきます。

私どもは農民の立場、もちろん消費者の立場も十分考慮しております。今日の農政が、ひとり農民の立場だけではなくして消費者の立場等も考へているところに農林省の仕事があり、食糧政策といふものがあるわけでありまして、このブドウ糖につきましても、水あめあるいは精製ブドウ糖等を中心に私どもは考へておるわけでございまして。そこで、さきに国会におきまして甘味資源法というものをつくつていただきました。できるだけ外国からの砂糖の輸入を抑へまして、てん菜糖また

ブドウ糖等、甘味資源はできるだけ国内生産をしよう、こういう方針で、消費の面でも、でん粉の消費の拡大をはかつており、それと同時に国内甘味資源振興の立場から、そうしたブドウ糖工場をつくる等につきましてもでき得る限り政府で融資をする、こういう方向をとつておるわけでございまして。ただ今後新しいブドウ糖工場を、片っ端からまた政府が金を貸してふやしていくかという問題は、これは大いに慎んでいかなくてはなりませんので、新工場については特別な取り計らいをしておりますが、前々からありますところの工場等につきましてもできるだけ融資をいたしまして、公庫資金等で近代化をはかり、構造改善をはかり、施設の改善をはかつていく、こういうやり方をして、特に安くでき、それが広く消費されて、そして先生に御心配いただいておりますように、原価が安くなつて農民にしわ寄せのいかないように、こういうことを配慮して努力をいたしておるものであります。

○松岡(完)政府委員 ただいま政務次官から申し上げましたように、需要の喚起というよりな意味で、ブドウ糖の製造あるいはその合理化につきましても、甘味資源対策と関連して農林公庫等から低利資金を貸し付けましていろいろな対策をとつておるわけでございまして。さらにでん粉製造業等につきましても、いまのお尋ねの点でございしますが、中小企業近代化助成法の対象といたしまして取り上げて、その合理化をはかるようにいたしておるわけでございまして。

○中野政府委員 いま農林省の経済局長から御答弁があつたとおりであります。すが、中小企業庁としても、でん粉工業の合理化については、いま言いました設備近代化補助金の制度の運用等で十分これを応援していきたいと考えております。

○桜井委員 あめ工場につきましても、指定業種に入っていないと思ひますが、入つておりますか。

○中野政府委員 でん粉は入つておりますが、あめは現在のところ指定になつておりません。

○桜井委員 そのあめの工場がでん粉の最大の消費者なんです。ですから、それでは合理化が進まぬじゃないか。それからでん粉工場につきましてもは確かに入つておりますが、これは前に中小企業庁長官が、中小企業については共同化を進めるのだ、こう申されておりますが、現実には存在してございせん。しかし何とかがやつていかなければならぬ、こういう状態でございます。現在のでん粉工場の合理化あるいは共同化を進めようとするならば、たとえばカンシヨ処理能力三十万貫の工場が十合併して新規の一つの工場が設立されるということなら、これは一番合理的、近代的なものになります。しかしこのことを直ちに実行するには非常に困難がある。そこで実現可能な方法を私は申し上げますが、十の工場の中心工場として精製工場を建てる、このほうが現実性を持つておる。そしてそれによつて一歩歩どまりが高まっただけでも非常に利潤は上がります。しかしこのような精製工場を設立するためには、たとえば三百万貫処理工場ですと、土地抜きで三千万円から四千万円の設備資金が必要であります。したがつてこれが共同化のためには、一工

場あたりこの程度の資金的援助がなければできない。そこで政府は、そのために近代化資金、合理化資金があるというのでしうけれども、たとえば昨年度は千葉県で、でん粉業に対する中小企業近代化資金の貸し付けは、農協工場以外の民間二百三十四工場中、わずかに九件であり、しかもその金額は一件当たり五十万円程度であります。そして本年度分の近代化資金についても、わずかに四件の申し込みの受付だけであつて、金額はたいしたことはございせん。そして四月の末日をもつてすでに締め切つております。また、共同化を進めるための合理化資金にしても、現在の割り当て以上の特別ワクをもらふのでなければ不可能であると思ひます。政府が前向きで政策をやるうとする場合、新たな現在以上の施策を実施するには、資金量がほんとうにあるのかどうか、あるなら幾らあつて、そしてそれをいづつどう配分するつもりか、中小企業金融公庫の方が来ておられましたら何つておきたいと思ひます。

○馬場説明員 ただいまの御質問でございますが、私のは本年度は総額で千三百七十五億という融資のワクがございまして、いつきめるといふことではなくて、逐次受け付けて貸し付けをいたしております。その中で、でん粉とか水あめ工業のほうにどのくらいいつているというふうなワクも別にありません。ただ、大体先着順で受け付けるようにいたしております。相当のものが出るのはないかというふうな考へております。

○桜井委員 いま私申し上げましたとおり、一件当たり五十万円なんです。千葉県におきましては……。

○馬場説明員 五十万円というところでございまして、私のほうは県の貸し付け金ではございせん、公庫の直接貸し並びに各金融機関を窓口とする代理貸しと二本立てでやつておりますから、五十万円というふうな小さいのはいはざるでございまして。

○桜井委員 そうしますと私の調査が足りないのかどうか。私は千葉県の県庁並びにそのほかへいつて調べてあるのですね。けれども、ほんとうに申し込みがございまして、これだけの仕事をしようとするなら三千万円ないし四千万円かかるはずなんです。

○中野政府委員 いま先生の御指摘になつたのは、県を通じて出す設備近代化資金のことじゃないかと思ひます。こちらのほうには金融機関の中小企業金融公庫でございまして、全然違ひのようですが、そちらのほうは手元に数字がございまして、いままででん粉につきても相当申し込みはございまして。しかし私はいま聞いておるところでは、いま先生の言われたような精製工場を共同でつくるというふうなことは、私のほうは共同施設には相当金を用意して助成をしうとしておりますが、でん粉業界からはそういう話がまだ一件も出ておりません。しかし個々の業者の方が設備近代化をするといふことで、県を通ずる設備近代化助成金をほしいといふ申し込みもありませんし、これに対しては出すようにいたしております。それから水あめでございまして、これは設備近代化の指定業種になつておりませんが、これは十分研究をして、

できたら指定の方向で検討したいと考えております。

○櫻井委員 私はいま新しい提案みたいなことを申し上げたのですが、これは急速に進めていただきたいと思います。世界の情勢その他からいって非常に困る事態になりはしないか、こう心配いたしますので、それを一番実現可能な方法として、私も各種の学者その他にもお伺いして申し上げているのですが、農林次官はこれを、今年度中にもやれたいと申すので、資金的にいま申されたとおりバックアップをしないと行かないのですから、やればできることですから、おやりになる気持ちにはござい

ますか。

○丹羽(兵)政府委員 でん粉全体についての処理の案としては当然考えていかなければなりません。ただこの水あめに限ってということになりますと、それも一つのでん粉消費の大きな方法であります。けつこうなことだと思いますが、現在水あめの……(櫻井委員「私の申し上げているのは、でん粉の精製工場です。」と呼ぶ)精製工場につきましても、ただいま先生も非常に御熱心でありますので、いい案と申しますか、いい考えのものが出てまいりますれば、政府としても、農林省としても、それを実現するよう大いに協力を申し上げたい。またそすべきだと考えております。

○櫻井委員 次官にお伺いしますが、これは次官ばかりでなく皆さんに、どなたにも聞いていただきたいのです。ほんとうは大臣にお伺いしたいのですが、現在の畑作の状態において、イモの生産を直ちに他の作物に転換すると

いうことは非常に困難であります。ところが、先日園藝において佐藤科学技

術庁長官が報告をしているように、LPガス冷蔵による蔬菜、果実の輸送が可能となり、試作車も完成しております。もしこれが大規模に普及することのできるならば、そしてこのことは可能だと思っておりますが、そういたしますと、国内における蔬菜栽培地帯が遠隔地に拡大されるばかりでなく、シベリア開発と結びついたわが国からのソ連に対する蔬菜、果実の輸出が考えられます。御承知のようにシベリアはツンドラ地帯であり、これらのものは生産できません。したがってソ連でこれをする必要としていることは申すまでもございせん。だからLPガス冷蔵による沿岸貿易が実現するならば、畑作地帯の農民にとって新しい市場が開発され、畑作農業の大転換をもたらす可能性が考えられるのであります。このことについて、農林省でどのように考えたことがあるか、お答え願います。そして、わが国は四季の変化に富み、日射も強く、雨量も多く、蔬菜の生産には最も適しているものであります。国際分業の上から言っても非常に有利であります。したがってこのことについてソ連と話し合ったことがあるかどうか、この点をお答え願います。

○松岡(亮)政府委員 ただいまLPガス冷蔵で野菜の貯蔵輸送、それから対ソ沿岸貿易でシベリアに輸出してはどうか、畑作対策としても非常に役立つであろう、こういう御提案でござい

ますが、農林省といたしまして、野菜の価格安定のためにはいろいろな施策を考えておるわけでございしますが、なかなか名案がございせん、実は苦

慮しておるのでございます。いま御指摘のありましたような冷蔵方法につきましては、最近そういう方法ができた、こういうことでございまして、実

用化できるかどうか、なお農林省として検討を要すると考えております。しかしこの方法自体は、もし実用になるものでありますならば、非常にけつこうなことと考えております。実は先般も対ソ貿易の問題あるいは国内の価格安定対策の問題として論議した次第であります。今後十分検討いたしたいと思

います。

○櫻井委員 以上、国連貿易開発会議と関連して、二次製品、一次製品の問題について質疑してまいりましたが、できるだけ早急にわが国の産業構造を改革しなければならぬというところは、これは通産大臣も農林次官も確認されました。そしてこの産業構造の改革は、わが国経済の基本的な体質の変化を伴うものでありますので、開発会議の次の三年先とか、あるいはそのさらに六年先というような短い期間では、非常に解決のむずかしい問題であります。しかし急速にやれば、そして一日早ければそれだけ出血も少ない。しかし、このための予算なり財政投融資なりは本年度計画に入っております。先ほど通産大臣が答えておりました。だから今後多額の追加がなければ、このことの実現は不可能だと考えられますが、

両次官がおいでになっておりますので、御答弁をお願いいたします。

○田中(榮)政府委員 ただいまの御質問につきましては、財政投融資につきましましては毎年要求はいたしているのですが、いずれもわれわれの要求

どおりまいりません。しかしながら今後ともできる限り努力をいたしまして、やはり金融の道を講ずるためには、もとの原資が必要だと思

いますので、財政投融資のためには今後十分いま先生のおっしゃったように努力いたしまして、額を役するよう最善の努力をいたしていきたいと考えております。

○丹羽(兵)政府委員 どの産業よりも、事業に關しては一番切実に感ずる問題であります。貿易が自由化され、また低開発国との連携もあつて、これがわが国の農業に影響があつてはなりません。そういう意味から考

へまして、もちろん現在苦慮いたしておりますけれども、せつかくの激励をちょうだいいたしておりますので、来年予算算等うんとがんばつてみたい。先生からお教えたいただきましたような方向に持つていくべく努力いたすことをお誓い申し上げる次第であります。

○櫻井委員 最後に私は意見を申し述べます。

私が最初の委員会において質問をいたしました。たとえば自動車産業には膨大な投資が行なわれました。しかしこれは組み立て産業であるので、下請産業としての中小企業がたぐさんあります。これに対する投資は不足であり、合理化がおくれた。だからここにアンバランスが生じ、かえつていまではこの産業の成長のネックとなつてい

る。このことは通産大臣も認めております。今日の日本の全産業をとつてみても、多かれ少なかれこれと同様なことが言えるのであります。そこで、私はもう一度戦後二十年の歴史を振り返つてみる必要があると思

います。御承知のとおり敗戦のときは焼け野原で、工場らしいものはありませんでした。しかるに今日では、世界第一位といわれる造船業、第二位といわれる石油産業、第三位といわれる鉄鋼業等、主たる産業はこのような発展を遂げております。なぜこうなつたのでしょうか。それは戦争直後の強制供出に始まり、低賃金、そして税制あるいは財政投融資等、国の施策による援助があつて大企業の資本蓄積に向けられたからであります。ところで、その陰に二重構造の底辺をなす労働者、農民、中小企業者が犠牲となり、放置されたのであります。その結果、今日中小企業、農業の生産性の低下をもたらした、物価高となり、国民生活を脅かしているものでございせん。政府からろくな援助も受けず、皆々辛苦して輸出産業にまで成長した中小企業も、いま大きな変動期に直面いたしております。このよう

な、わが国の産業構造がいま大きな矛盾に突き当たり、変革を要請されている。しかも、わが国の経済における資金量には限界があります。だから、この資金を従来は大企業偏重に流されてきたが、これを中小企業、農業を重点に切りかえなければ、この矛盾は突破できない、どうにもならない段階に到達したものであります。

だから、最後に繰り返して申し上げます。政府は二十年にわたる政策を転換しなければならぬ。いまその時期に来ている。このことを指摘いたしまして質問を終わります。

○始閣委員長代理 ただいま議題となつております本案に加えて、松平忠

久君外二十八名提出の中小企業者の事業分野の確保に関する法律案、同じく官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案及び同じく中小企業組織法案、以上三法案を議題とし、四法案についての質疑を続行いたします。

午後三時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後三時二十四分開議

○二階堂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に議題といたしました四法案について質疑を続行いたします。島口重次郎君。

○島口委員 先ほど中小企業庁の長官が、中小企業だけが最も適正な事業分野というものを調査してみたというお話でございまして、その具体的な業種はどのようなものですか。

○中野政府委員 これは、いま私は実はちよつと資料を持ち合わせておりませんが、基本法をつくるときに、現在中小企業が相当のシェアを占めておる各業種を拾い上げて、そしてその業種の生産性が伸びる余地、需要の伸びる余地等をいろいろ役所のケースで検討しまして、はたして基本法等をつくって、中小企業というものがどういうふうな伸び得るかというふうなことを検討をいたしましたわけでございます。また、もし私のほうで検討いたしました、国会へ提出したい面は、参考資料として後日提出したいと思ひます。

○島口委員 第二にお尋ねいたしますが、この改正法案によりますると、政

府のほうから出しました資料によるところの石油ストロブや魔法びん、紙コップ等が救済されるようでありませうけれども、これは暫定的にこういふことを改正いたしましたとしても、あらゆる産業分野全体から見ますと、私は先ほど指摘いたしましたように、中小企業が近代化、合理化いたしましたとしても、大企業との対抗はできない。これは機械整備の規模の面におきましても、あるいは資金量の面におきましても、どういふ対抗できないかと思ひます。整理をされますのはどういたしまして、その問題である。こう考えます。そういう面から申し上げますと、徐々に大企業が中小企業の分野に進出をしまひますと、勢い中小企業が商売の切りかえ、転換をしなければならぬ時期が来ると思ひますけれども、この改正法によりますると、その面の救済方法あるいは対策がないようでありませうけれども、これに対する見解はどうですか。

○中野政府委員 今度の改正法案によりますると、大企業の進出によりまして中小企業者の経営の安定に重大な影響、悪い影響を及ぼすおそれがあるときに、一定の期間をきめて当該中小企業者以外のいわゆる大企業者と中小企業者の代表である商工組合が交渉をしてその進出の計画を変更するといふようなことの特種契約を結ぶことができないようになるわけでございます。その場合に、その特種契約はやはり主務大臣の認可を受けなければならぬといふことになっておりまして、その認可の要件の中に、その商工組合の地区内において資格事業を営む中小企業者が経営の合理化であるとか、あるいは

事業の転換を円滑に行なうために必要な最小限度を越えないという認可要件がございまして、結局やはり大企業の進出によつて中小企業者自身が非常な影響を受ける。しかし、その事態を克服するために、中小企業者みずからが経営の合理化であるとか、あるいは場合によつては事業の転換をする余裕を与えよう、そういう時間的な余裕を与えるという意味合いがここに入つておるわけでありませう。したがひまして、大企業と契約をいたしました、しかも一定の期間、三年とか四年とか、期間をきめますので、その期間に中小企業者が自分で経営の合理化をやるという場合には、これに対して、その計画に對して、政府として資金面その他の面において応援をする、こういう形になつていくわけでございます。

○島口委員 今度の特殊契約に対する処置の問題は、ただいま長官の説明したとおりだと思ひます。私は、暫定的に合理化カルテルをやる際に、やつて救済されるものがあるけれども、これは救済されないたくさんの方があると思ひます。たとえば中小企業が、いま長官の言うように企業合理化をやりましても、中小企業と大企業との資本力の問題あるいは大量生産等の問題でどうしても勝てない、徐々に圧迫をされるというところが、今度の破産、倒産に暫定的な対策で救済されないいわゆる中小企業者を救済するために何か考へているかどうか、そういうことであります。

○中野政府委員 その問題は、これは何もこの法律の関係だけでなく、自由競争のこの経済社会において、ある程度そういうことは常日ごろ行なわれておるわけでありませう。したがつてそういう問題については、合理化の資金あるいは事業転換のための資金等は、これは一般の金融機関だけでなく、政府関係のたとえば中小企業金融公庫、国民金融公庫といふようなところで、主として金融面でこの点は十分めんどろを見ていく、こういうことにするわけでございます。

○島口委員 これは幾ら聞かしてても結論が出ないと思ひますから、これは政治上の問題ですので、大臣に一言お尋ねいたします。この問題は、ただいま申し上げましたとおり暫定的な合理化カルテルをやりましても、特殊契約をやりましても、救済されるものは、時間的に申し上げますと、一・四半期なり、二・四半期である、あるいは幅の広さの面から申し上げますと、全体の企業から申し上げますと、わずかな部分であります。資本主義のたゞいまの経済社会といふものをながめると、この程度の手当てによりましては救済されない多くの中小企業者があると思ひます。資本力の問題、大量生産等の問題あるいは設備等の問題で、近代化したと申し上げましても、大企業の近代化と中小企業の近代化はおのずから力の相違がある。格差が大きくなるのであります。そういう面から逐次大資本に圧迫されて、これが恒常的な盲点となりまして、いわゆる昨年の十一月から本年の二月あるいは三月、四月と、恒常的に破産、倒産がたゞさん出でてきておる。要するに、大企業が進出してまいりました際に合理化をやる、やつてもまた時の問題で、圧迫を受ける、あるいは転換しなければなら

ない、こういうような層がたゞさんあると思ひます。これは今度の法律案によつては救済されない、対象になつておらないたくさんの方の中小企業者だと思ひます。これに対する政治的な救済策としては通産大臣はどう考へておられるかをお尋ねしたいと思ひます。

○福田(一)國務大臣 私は、この法律だけで中小企業が救済されると思ひません。そこで具体的にいろいろ考へてみますと、いろいろな事業においていろいろの問題が惹起されておると思ひますが、こういう面につきましては、まず金融、税制の問題等も考へてみなければならぬと思ひます。それからまた具体的な、ある会社がそういうふうな事態で困つておるという場合には、その内容等に立ち入つて、中小企業庁自体が参画できないまでも、地方の通産局あたりがそういう相談に乗る。そういうふうなきめのこまかいやり方ではないかと、中小企業といふ一言で、これにおしなべての政策といふものを考へますと、これは、税とか金融は一般的な消化剤みたいなもので、効果はありますけれども、それだけで解決するかと、そうはいかない面もあると思ひます。そういうことはやはり今後われわれが親身になつていろいろそういう相談に乗つていくような方向で問題の解決をはかつてまいらねばならぬまいかと考へております。

○島口委員 大臣はたびたび金融の問題、税金の問題で総合的な対策を進めるといふみずからの意思表示をしておられますので、この際その点につきましても若干希望を申し上げたいと思ひます。

御承知のとおり金融の問題といたしましては、三十九年度の財政投融資額を見ますと、昨年度に比較いたしまして二六%の増であります。二六%の増であるけれども、物の値上がり、物価の値上りを計算いたしますと、約八から九といったしますれば、本質的な増資のワクと称するのは一六%なり一七%になっておるのであります。こゝろに金融対策でありましては、ただいまの破産、倒産の状況にはまさに焼け石に水の状態である。もっと根本的な、革命的な方法をやらねばならないと思ひます。今後における財政投融資の額を追加してやるのでありますけれども、大臣なりあるいは関係者におきましては、そういう現象が出てきてから手を打つてはなくて、やはり正しい見通しのもとに、今年度の財政投融資額を大幅に予算化しておくことが正しいあり方だと思ひます。そういう面から特に御配慮をお願い申し上げたいと思ひます。

第二点の問題は減税の問題でありますけれども、たびたび減税減税と声を大にしておりますけれども、私らの考へえといたしましては、生活の水準は高くなる、そういたしますと、免税点も上に上がりますのは当然であります。本質的に減税になつていくのかどうかという面を見ますと、今年度予算に盛り込まれております減税というものはすこぶる不安定であり、不満足であります。その具体的なあらわれといたしましては、大臣もすでに御承知だと思ひますけれども、昨年の十一月から今年の四月に至るまでの破産、倒産の経過を見ますと、件数にいたしまして約一倍半になつておる、あるいは

負債額におきましては一倍半以上になつておる。こういう具体的な現実の姿というものは、政府の政策が立ちおくれおるということでありまして、そういう面から、池田総理が選挙の際に公約をいたしましたように、根本的な、革命的な施策を強力に推進してもらいたいと思ひます。

そこで今度の法案を見ますと、商工組合やあるいは資格事業者が相手の大メーカーのほうに申し入れをする、そして具体的な折衝をするのであります。話し合いができない段階では、通産大臣もしくは県知事のほうにあつては、通産大臣もしくは県知事のほうに申し込んで申請をするというふうな状態でありまして、この中身を検討いたしますと、申請をいたしましてから何週間とかあるいは何カ月間の間にまとめるなければならぬというふうな時間的な規定はないのであります。そういう面から見ると、特殊契約をいたしまして不利となると思われまうと、大企業のほうでは時間をおかせぐ憂えがあるのであります。そういう面から、この法案がねらつております成果がなかなか出てこないと思ひますけれども、そういう点ははどうなんですか。

も効果はないと思ひます。法文の中に明らかにしておかないでも、私はそういうふうな運営をいたしてまいる所存でございます。

○島口委員 可及的すみやかにやるとするならば、最低線期日を明確にしたら効果があがると思ひますが、どうですか。

○福田(一)国務大臣 私は、それはまた問題が起きると思ひます。やはり両方の実態調査というものを、言い分をよく聞くということが必要であり、そしてその関係者が多いか少ないかということによつて、時日に若干の差が起きることは当然だと思ひます。だから、これを二週間とか三週間とか一カ月とかはつきりきめてしまふと、かえつてまた弊害が起る。調査もしないでものを処理したということになつてもいいかと思ひます。これは自由裁量ではありませんが、ほつておくというわけではない。これはもう具体的問題が出て、どうしてやるか、こういうことを指摘できるわけでありまして、これは自由裁量の範囲で可及的すみやかにやる、こういうふうな処理をさせていただきたいと思ひます。

○島口委員 それでは、期日を明確にきめておかないので、話し合いの過程におきまして、大メーカーのほうではほとんど進出作業を始めた場合はどうなりますか。

たときに、ほとんどやつた大メーカーは一つもございません。

○島口委員 大メーカーがやつたことがない、こゝろ言ひけれども、系列会社や、あるいは別個の法人会社をつくりましてやり得るということも考えられますけれども、そういう点はどうなんですか。

○福田(一)国務大臣 そういう場合には、われわれがそういうことは少し考へてからやつてもらいたいと言つた場合は、われわれの意図に大体応じてやつてくれております。

○島口委員 その系列会社を通してやるとか、あるいは別個の法人をつくりてやるということは、調査をしますけれども、なかなか容易でないと思ひますけれども、そういう点はどうなんですか。

第三者的なものが一方的にそういうものを押しつけてやるということは行き過ぎだ、実際またそういうやり方をやつたのでは経済の実態に合わない、こゝろ言ひに考へまして、まず第一に主務大臣のあつてやる。そしてそれででもうまいかなんか場合は調停案をつくつてそれを主務大臣が両方に示して、それに従うように勧告をするわけでありまして、しかもそれを公表するということになりますから、相当これは、運用次第によると思ひますが、強い措置じゃないか。いままでの行政指導等比べて法的根拠を持った相当強い措置だといふふうに感じております。これ以上までいくのは経済の実態に即さないといふふうに私は考へております。

○島口委員 これは利害が対立をいたしますから、あつせんなり調停をする。調停をいたしましたから必ずしもその調停が成立するといふものではない。本人が了承しなければ成立をしない。その際に何らの拘束力もない、罰則もない。そういういたしますと、応じないと言ひますればそれまででありまして、したがうまゝして、どうもこの改正案によりまして、あまり期待するものがない、こゝろ考へますけれども、これで十二分の自信があつてやれるのであります。

○中野政府委員 この前も、最近における大企業の進出事例を説明いたしました、そして、そして本来通産省でやつております行政指導は法的根拠はないわけでありまして、それでもいままでは相当効果があつております。中小企業の方々のほうも、両方の間に役所が入つて調停をして喜んでいただいております。

るケースも多いわけでありまして。うまくいってないケースもござりますが、しかし今度はちゃんと法的根拠があつてやるということ、それからもう一つは、自主的にまず商工組合が相手の大企業と正式に法的な裏づけを持った交渉ができる、こういうことになるわけでありまして、従来のやり方よりは相当進歩をしてゐる。したがって、この制度というものを中小企業の皆さま方、また大企業の皆さま方によく理解をしていただいて、また通産省はじめ関係の主務官庁が運用よろしきを得れば、相当効果があるのじゃないか、こういうふうに私は見ております。

○島口委員 この程度であつたら、いままでやってまいりました行政指導と何ら変わりはないじゃないか。法律に調停をやると書いてありますけれど、相手のほうには応諾をする義務がない、拘束力がない、罰則制度がない。そうなりますと、いままでやってきた行政指導と効果の面から申し上げますと、ほとんど同一ではないか、こう考えております。しかし従来の行政指導だけではどうにもならないから新しい法律改正が出てくる、こういうことでありまして、出てきたからには応諾の義務がなければならぬ、強制力を持たなければならぬ。強制力を持たせるとするならば、労働調整法のごとき、裁定というものが出てこなければならぬと思ふのです。そういう点はどうなんですか。もう一回……

○中野政府委員 この法律改正が成立すれば、従来の行政指導以上に相当効果をあげて、中小企業の皆さま方のためになるような方法でやり得るのじゃないかというふうに考えております。

ないかというふうに考えております。○島口委員 相当効果があるという確信であるようにだけれども、ただ、現段階で商工組合の組織されておる率といふものは微々たるものだと思います。組合が結成されておるところは比較的効果があるかも知れないけれども、この組織率の低いままの段階においては、特に後進地域におきましては相当問題があると思つておりますが、そういう点はどうか考えておりますか。

○中野政府委員 商工組合は現在全国で約千ばかり組合ができております。確かにいま先生から御指摘があつたように、後進地域の一部等ではまだ商工組合ができてない分野もござります。したがつて、そういう面については今後やはり商工組合をつくつていただくことができるだけ自主的に問題の処理に当たつていただくというふうに指導をすべきであるというふうに考えております。しかし、そういうものができてないところへ大企業が進出するといふような場合もあると思ふので、そういう点については一面で行政指導をやると同時に、やはり問題のある業種については商工組合をつくつていただくというふうな形に指導していくべきだと思ひます。

○島口委員 後進地域のほうに商工組合の組織化を促進して、その上で合理的な指導をする、こういう見解でありませうけれども、よく大臣にいたしましては長官にいたしましては、現実の姿というものを言つておられますが、そういう観点から申し上げたいのでありますけれども、この契約の申請者があつて商工組合だけでなくて、商工会も

しくは後進地域における商工会議所にも申請権を与えたらどうかと思ひます。

それからもう一点は、ただいま大臣は系列会社をやつた場合には人の問題あるいは出資金の問題等で隠すことができないというのでありますけれども、これはごもっともだと思います。しかし別個な会社をつくりまして、いわゆる親子関係の線を結んでやるということも考えられます。いかにして合法的な脱法行為としてやり得るかということをお願いするけれども、そういう面はどうですか。

○中野政府委員 商工組合がやはり当該問題の起こる業種についての大部分の中小企業者を代表する団体として最も適切であるという意味合いで、商工組合を交渉の相手とすることが適切だと考えております。商工会議所とか商工会といふものは地域団体でございますので、そこまで広げるのは行き過ぎじゃないかというふうに感じております。それから、身がわり会社をつくつて進出するといふことがこの法律では取り締まれないじゃないか、確かにそういうことになるればこの法の趣旨をくぐるというところになると思ひますので、先ほど大臣もおっしゃつたように、そういうものは政府のほうでは調べればわかることでござりますので、十分そういうものについては注意をするといふことでやつていきたいと思ひます。ただ実際問題として、身がわり会社をつくつて非常な大規模な設備をするといふふうなことは、これは実際大企業としてもうまくいかなければ多いのでありまして、必ずしも私はそういうふうな

ことで、この法律があるからこれにくぐるためにわざとわざとそういうものをつくるというふうな態度に出るかどうか、もう少し事態の推移を見まして、そういう面については十分調査もし、行政指導もやつてまいりたいと思ひます。

○島口委員 前段の、商工組合だけ申請権があるという問題でありますけれども、あなたの期待するように急速に組織化が促進されればよいけれども、そう右から左へはいかぬと思ひます。縦の関係から申し上げますと、商工組合が適当だということになりますけれども、やはり後進地域のほうに大手メーカーが進出いたします場合には地域全体の問題であります。多々出てくると思ひます。しかも、ただいまの普及限界から申し上げますと、非常に未組織が多い。即時この法のねらつておる効果をあげようとするならば、商工会もしくは商工会議所にやらせることが、暫定的であつても高能的に効果があがると思ひますけれども、こういう点を考えられないかどうかをもう一度お尋ねをいたします。

○中野政府委員 われわれはその点も十分検討してみただけでござりますが、この法律がねらつておる各業種について、大企業と中小企業が競合したために、その進出した業種に属する中小企業者が非常に困るというふうなことで知事に待ったをかける、こういうものは、やはり業種的な組織者といふものが交渉相手になるほうが最も適当であるというふうに考えております。

○島口委員 商工組合を第一義的に取り上げるといふことは、これは私も賛成であります。しかし、現実の姿から考へて、後進地域の対策を強化する意味で商工会、商工会議所が申請権を持つてもよろしいじゃないか、むしろそのほうが、あなたの方の考へておる法の成果があがるためにそうすべきじゃないだろうか、そう考えますか、どうですか。

○中野政府委員 私は、先ほどから御説明しておるうちに、地域団体がこういう問題を取り上げるということ、これは必ずしも適切じゃないと思ひます。ただ御承知と思ひますが、小売商業調整法等がございまして、そういう面についてはいろいろな地域団体が――たとえばスーパーが進出したためにその地域の小売商業者に非常な影響があるとか、そういうふうな問題はまた別の法律で取り上げ得るわけでありまして、この法律でねらつておるのは各業種ごとの問題でござりますので、やはり商工組合のほうに、地域団体でなくて業種別の団体がいいんじゃないかと考えております。

○島口委員 特にこの際お聞きしたいのは、今度の改正のねらいといふものは、工業の方面だけ重くて、商業の方面はあまり重く評価しておらぬようにござりますけれども、この点はどうかでしやう。

○中野政府委員 先ほど申し上げましたように、地域的な小売商業の問題等につきましては小売商業調整法等がありまして、そういうものを十分活用していったらいいんじゃないかというふうに考えております。ただ、たとえばスーパーの問題ですね、巨大資本を

バックにしたスローパーが進出する、こ
ういうような問題はまた別途、これは
どうするかということ、通産省のほ
うでも特別の部会をつくつていま研究
しておりますので、またそういうもの
の結論が出ればそういうものに従っ
て、必要があれば法制化を考へる、こ
ういうふうにやつたほうがいいんじや
ないかと思ひます。

○島口委員 スローパーに対する対策も
その一つでありますけれども、縦の業
界の組合にいたしまして、後進地域
におきましては、おそらく未組織の
地域が圧倒的に多いかと思ひます。
圧倒的に多ければ、この法がいかに
改正されましても成果があつてこ
ない。やはり法律をつくりました限
りは、最大限成果のあがるようにや
ることが正しい改正の方向でありま
して、成果をあげるといふ面から考
へて、もう一度商工会なり商工会議所
も申請権を持つ段階にしたらどうかと
いうことについてお尋ねしたいと思
ひます。

○中野政府委員 いまの先生の御指摘
のような問題もあるかと思ひますが、
そういう点につきましては、さらにわ
れわれのほうで実情をいろいろ調べ
まして、必要な措置をさらに今後研
究してまいりたいと思ひます。

○島口委員 その点につきまして、さ
らにお尋ねしておきたいのであります
けれども、相当検討いたしまして、必
要があるとするならば対策をとりた
い、こういうお答えでありますけれど
も、今後の改正には時間的にも間に合
わないといふことですが、本気でそう
いうことを言っているのか、いまのそ
の場限りの答弁で言っているのか、も

う一度そういう点を明確にしてもら
いたいと思ひます。

○中野政府委員 答弁であります以
上、もちろん本気で言っております。
いろいろ調べてまして、実情に合うよう
に今後研究してまいりたいと思ひま
す。

○島口委員 この際、大臣にも要望申
し上げておきますが、もう昨年来破
産、倒産が相当多くなつてゐる。だ
けどもこの破産、倒産の統計をとるの
は、残念ながらまだいま政府の機関に
はないやうであります。私がいろいろ
資料をさがしまして、興信所あた
りの資料でなければとれない。少な
くとも日本の中小企業対策があり、あ
るいは金融機関がありまして、政府機
関で一つもそういう統計が出てこない
といふのは、実に怠慢そのものだと思
ひます。特に一千万以上の破産、倒産
が興信所の調査によりまして出てく
けれども、一千万以上の破産、倒産者
でもこれほどの数があるものでありま
すから、いわゆる中小の小零細企業者の
破産、倒産といふのは数え切れないほ
どあると思ひます。少なくとも正しい
中小企業、零細企業行政をやるとする
ならば、それらの数字も出てくる行政
機構をつくらなければならぬと思ひま
すが、そういう点、大臣なり長官はど
う考へておられますか。

○中野政府委員 破産、倒産の調査と
いふものは、これは非常にむずかしい
問題でございます。いま東京の興信
所も、たしか私の聞いておるところで
は、全国で三千人くらいの人を使つ
て、個々に聞き込みで特定の会社に
行つて調べるわけで、日本では一番、
東京商工興信所ですか、權威がある

ものとしてみんな信用してやつて
おるわけであつて、われわれのほう
も、民間でそういういい調査があれば
それを利用するのは当然のことではな
いので、定期的にその調査をわれ
われのほうで利用しております。しか
し確かに先生のおっしゃつたやうに、
まだ中小企業の実態調査が非常にお
ろそかでないか、政府の手によつても
う少し実態を詳細に刻々と把握すべ
きであるといふことは、非常に重要な
ものな御意見だと思ひます。今後その
施策は、私は画期的に拡充すべきだ
といふふうに感じております。

○島口委員 わかつたやうな、わから
ないやうな答弁ですけれども、一体政
府は、本腰を入れてそういう統計が政
府の手の中で出てくるやうな機構を整
備するといふ答弁なのか、それとも、
ただいまの状態のやうに、やれないと
いふのか、そういう点をはっきりお客
さん願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 これは今後の政策の
問題でございます。いま、必ずどう
いふものをするといふことは、ここで
は私は答弁できませんが、いま程度の
実態調査では、中小企業政策を大きく
前進させるのには十分であるといふ
ことは強く感じております。

○島口委員 大臣、長官みずからが不
十分だといふことを認めてゐるんです
から、何かこれに対策をとらなければ
ならぬのは、通産大臣あるいは政府と
してやらなければならぬ当面の問題
だと考へますけれども、そういう点は
どうなんでしょう。

○福田(一)國務大臣 そういう実態調
査をやるといふ、また、それがわかる
よりな方向で今後実施の方向を研究し
てみたいと思ひます。

○島口委員 民間の調査によつて、そ
れを基礎にしてやるようでは、これは
とてもじゃないが対策は立ちません。
いつでも中小企業が貧困に追い込ま
れ、破産、倒産に追い込まれるものが
あつていくと思ひます。医者の
治療にしまして、診察が正しくな
ければ正しい治療ができない。ただ
いまの状況から申し上げまして、中小企
業、零細企業が破産、倒産して、ど
ういふ状況にあるかといふことを診断
する機構がないのです。まさに中小
零細企業に対する政策の基本が欠け
れてゐると思ひます。これはたまたま長
官も認めておるのでありますから、速
急にやることを強く要請申し上げたい
のでありますけれども、大臣といひま
しては、やむを得ないといふことで
終わるのか、ぜひとも統計のできるよ
うな組織機構を確立するといふ見解で
あるかどうかをお尋ねしたいと思ひま
す。

○福田(一)國務大臣 通産省としての
機構でやるか、あるいは商工会議所と
かそういう民間団体を利用するかは別
として、そういう調査をするくふうは
前向きで実施をいたしたいと考へてお
ります。

○島口委員 それでは基本的な問題は
その程度にして、あと二点くらい具
体的な問題でお聞きしたいと思ひます。
私が質問いたしますと、別個な法律
で適正な措置をとると、長官はこう答
弁をすると思ひますけれども、いまま
で、たとえば農協あたりで理髪業を
たくさんやつておりますね。これは会
員だけにやる、員外利用といふものは

みずから限定されておるといふけれど
も、全国至るところとはいひませんけ
れども、相当力を持つておる農協にお
きましては、員外利用といふ限界は規
則の上では明確であつても、實際利用
してゐる現実におきましては明確に
なつておらない。利用者の半分以上
やつてゐるか、あるいはむしろそのほ
うが多くて、大割やつてゐるか七割
やつてゐるかかわらないといふ状況が
あると思ひます。それがために、安
い料金で奉仕をしてゐるといへばそれ
までですけれども、逆を申し上げま
すと、理髪業者を大きく圧迫してゐる
と思ひます。そういう点は、法律が
ある、別個なもので取り締まるといふ
ことではなくて、實際に、確実に成
果のあがるやうな手を打つてゐるの
かどうか、おそらく打つておらぬと
思ひます。こういう面から申し上げ
ましたら、いかに法律を改正いたし
ましても意味がないんです。法律があ
る限りは、その法が最大限効果のある
やうに行政的にやらなければならぬと
思つておりますけれども、やつておる
ならやつておるといふ状況、それか
ら、やるといふならやるといふ決意の
ほどを明確にしてもらいたいと思ひま
す。

○中野政府委員 実は、いまの先生の
御指摘の点は非常にむづかしいこと
でございます。いま、農協の員外利用の行き過ぎ
等につきまして、別の法律があつて
監督できるようになつておりますが、
これが實際に十分行なわれていない
じやないかといふ御趣旨の御発言かと
思ひます。この団体組織法の一部改正
法案を出す際に、われわれのほうで農
林省、厚生省ともよく相談をいたしま

して、そういう問題が地方にあって、
そういうことが判明いたしましたなら
ば、直ちに関係府省で調査をして、そ
うして行き過ぎがないようにこれを十
分監督し取り締まるということ、両
方よく話し合ひしておられますが、そ
の趣旨に従って、われわれのほうとし
ては今後はさらに気をつけて監督指導
をやつてまいりたい、こう考えており
ます。

○島口委員 公社の退職者が一つの会
社なり組合なりをつくりまして——印
刷会社であろうとも、あるいはそれに
類似をいたしました工場をつくりまし
て、民間企業者を相当圧迫しておる
例が多々あると思うのです。そういう
点は、今度のこの改正法から考えて、
どう考えておられますか。

○中野政府委員 その実施する形が大
会社であります場合には、当然この法
律の適用があるわけでございます。

○島口委員 あとに質問者も控えてお
るようでありますから、これで終わり
たいと思ひますけれども、どうもいま
までの法律を見ましても、こうやれば
こうなるんだという一応の体制はでき
ておると思うけれども、なかなか効果
があがっておらない。それだけに中小
企業、零細企業等の問題が深刻でめ
んどうな問題だということもわかりま
す。いずれにいたしましても、法があ
る以上は、その実効のあるようにに
しなければならぬ。今度の改正法を
見ましても、一貫して考えられること
は、ほとんど成果があがらぬじやない
かということで、すこぶる不満とする
ものであるが、政府の見解はいま聞
きましたから、不満であるけれ

ども、この辺で私の質問を打ち切りた
いと思ひます。

○二階堂委員長 田中六助君。

○田中(六)委員 ただいまから、社会
党提議案になります中小企業者の事業分
野の確保に関する法律案について、若
干の質問を試みたいと思ひます。

まず、田中議員にお尋ねしたいので
ございますが、田中議員は、この中小
企業、中小企業者の範囲をどのような
定義づけをなさるか、ちょっと聞きた
いと思ひます。

○田中(武)議員 昨年、政府案とわが
社会党案で基本法を出したことは御承
知と思ひます。あの基本法でわれわれ
がうたつておりますように、資本金三
千万円、そして「かつ」という字を入
れておりますが、従業員三百人、これ
は製造業です。それからサービス業あ
るいは商業については三十人というこ
とにいたしておられます。それから、建
設業とかその他については特例があり
ますが、しかし、われわれは三千万円
かつ三百人という定義を持っておりま
す。ところが、政府案は五千万円また
は三百人、そういうことで対立をいた
したわけでありまして、中小企業基本
法の成立の過程におきまして、われわ
れは一応その定義を譲つたわけなんで
す。しかし、わが党といたしましては、
資本金は五千万円にいたしました
が、かつ三百人の定義を今日まだ堅持
いたしております。

○田中(六)委員 この中小企業者の事
業分野の確保に関する法律案の目的
を見ますと、一定の業種を中小企業
の分野として指定しておりますし、
その業種への大企業の進出を一切禁止
しようとしているようにございませ

が、このような条件をのむとします
と、現在中小企業が占めている分野を
中小企業のものとして固定してしま
いますと、中小企業の合理化のための努
力をおくらしたり、そのために、ひい
ては国際競争に負けるような粗雑な商
品を生むことにもなるし、またコスト
の引き下げなどにも影響してくると思
ひますが、こういうふうになります
と、一般大衆、つまり消費者にかなり
の影響があると思ひますが、この点ど
ういうふうにお考えになりますか。

○田中(武)議員 実は、いまの御質問
は、昨年中小企業基本法をめぐって相
当論議をした点であります。まず中
小企業と大企業との体質の違いとい
うことにつきまして、政府と、あるいは
皆さん方自民党とわれわれとの見解が
違ひわけなんです。政府は、大企業と
中小企業は一つの産業における傾斜で
あつて、上が大企業であり、下が中小
企業であり零細である、こういうふう
に考えておられるようであります。し
かし、われわれは、経済の二重構造、
すなわち体質的に大企業と中小企業が
違うんだ、こういうふうに考えており
ます。それがまず出発点となるわけで
ございまして、そこで、いまでは五千
万円と考へておる。そうすると、いつ
までも五千万円で固定するののか
といへば、そうではないわけではな
い。中小企業全体がレベルアップしてま
いりましたときには、五千万円を超え
て一億もあり得ると思ひます。ただ、わ
れわれが考へておるのは、一つの
企業が百歩前進する、こういうことよ
りか、百の企業全部が一步ずつ前進し
ていく、こういう考え方の上に立つて
おることをまずお答え申し上げます

て、その上に立つてこの事業分野の
調整を考へておるわけで、たとえば一
例を石油コンロにとりましますと、中小企
業が皆々努力をいたしまして石油コン
ロを販賣部門に乗せた、それには相当
な犠牲と努力が必要であつた、しかし、
これがいけると見れば大企業が直ちに
これを取り入れてどんどん進出して
きた、そして大資本の前には中小企業
の資本あるいは技術はもろくもついで
て、結局大企業の石油コンロの進出に
よつて中小企業の多くが倒産、破産し
た、こういう例を見るわけではござい
まして、われわれといたしましては、本
来が中小企業がやるべきものであり、
やつておつたものであり、またやるの
が適当だと思ふものにつきましたは、
中小企業の分野としてこれを大企業
——言うならば、これはライオンから
ウサギとか小鳥といったようなものを
守つていこう、こういう考え方で、御
承知のように、トラやライオンとウサ
ギとかあるいは小鳥等と一緒に入れて
おきますと、これらは大きな猛獣とい
いますか、そういうもののえじきに
なる。これはちやうど今日大企業のえ
じきといひますか、あるいは下積みと
いひますか、犠牲になつておる中小企
業、零細企業の実態を見ました場合
に、これに対してえさ箱も、あるいは
またそのおとも、入れものも別にする
のがいいのじやないか、こういう考え
方に立ちまして中小企業の分野を確保
したい、こういうことでございませ

○田中(六)委員 そうすると田中議員
も、つまり資本の本質として拡大再生
産をしていきまして、中小企業という
ものが大企業へ転換するという基本的
なものはお認めになるのですか。

○田中(武)議員 大企業と中小企業と
いう概念が、現在われわれは五千万円
かつ三百人と申しておりますが、中小
企業全体のレベルが上がっていくのを、
いつまでも五千万円とは考へておりま
せん。大企業になるといつて、たとへば
一つの松下をつくり、一つのゼネラル
をつくる、そういう考え方はないわ
けです。しかし、われわれといたしま
しても、いわゆる現在の機構の上に立
つて考へておるのであつて、社会党の政
策だといつて、何も直ちに社会主義政
権における政策ではございせん。

○田中(六)委員 そうすると、われわ
れの考へている資本というものの考へ
方を一応肯定なさつておられるわけ
です。社会主義政権に移行するという考
えではないというのですか。

○田中(武)議員 その前にちよつと申
し上げておきたいことは、社会主義政
権下におけるものと社会党政権下にお
けるものとは違ふということ。ま
ずわれわれは、現在この経済機構の中
にあつて、そして弱者たる中小企
業、零細企業をどう守つていくか、こ
ういう上に立つてこの立法でござい
ます。したがひまして、資本というも
のについては、やはり経済学上の概念
としてわれわれはつかまえておるわけ
でございませ

○田中(六)委員 この第三条を読んで
みますと、この中に、経済的に中小
規模の企業形態による事業経営にも適
切である、この業種を政令で指定する
ということになっておりますが、最近
の技術革新や流通革命の進展で、これ
までどうしても手工業によらなければ
ならなかつたものが、結局技術の進歩
によつて大量生産が可能になつてい

産業がたぐさんあるわけでございます。この点、いわゆる産業分野というものの、経済のこういふような大きな情勢変化によって絶えず流動していると思ひますが、このようなきにあって、どのような具体的な基準によつて、この法律によつて、一定の業種が中小企業に適用されるものであるかという点を判断なさいますか。

○田中(武)議員 御指摘になりました三条がその基準でございます。たとへば「当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に属する事業に係る過去一年間の生産実績又は取扱量のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められてゐるもの」云々、こういうふうになつてゐるうちに、先ほど申しましたように、本来中小企業がやつてゐるもの、また中小企業でやるほうがいいもの、あるいは中小企業で大部分を占めてゐるもの、こういうところに重点を置いて考へていく。ただ、あなたが申しやつたように、いわゆる技術革新に目をおおるものではないですね。

○田中(六)委員 憲法の第二十二條は職業選択の自由を保障してゐるわけでございますが、この点から見ると、本案は、非常に広い範囲の業種について包括的に營業の自由を制限するやうな精神が感ぜられるのでございまして、これは憲法との関係、つまり二十二條との関係で問題があると思ひますが、この点はいかがですか。

○田中(武)議員 この事業分野の確保の法律が憲法違反ではないか、いわゆる職業選択の自由の違反ではないか、こういうような議論は前にもやつたわけ

でございますが、おっしゃいました二十二條、職業選択の自由に対して、公共の福祉のために制限ができると定めてあります。憲法はこういつたやうに國民の基本的人權を認めておりまして、おっしゃるやうに、二十二條において居住、移転及び職業の選択の自由を認めておると思ひます。しかし一方に於いて、これは公共の福祉によつて制限を受けるといふことを宣言してあります。多くの中小企業者、零細企業者、これに働く労働者、この者の生活を守ると思ひます。これはもちろん生活権の問題です。大企業、事業進出ということは、利潤の問題です。より多くもつかるかどうかといふことです。ところが中小企業、零細企業は、そのこと自体が生活であります。したがつてそれを法によつて保護することは公共の福祉に合致する、したがつて憲法とは関係なく適法である、こういうふうに考へております。

○田中(六)委員 おっしゃるやうに、憲法第二十二條は公共の福祉というのを頭にかぶつてゐるわけでございますが、やはり職業選択の自由というものは、やはり第二十二條の本質的なものであるのじゃないかと思ひます。このやうな特に重大な事柄に関連してゐる問題を政令で指定することになつておりますが、この点、法律によつたほうがいいんじゃないかと思ひますが、御見解を承りたいと思ひます。

○田中(武)議員 なるほど法律によるのがいいと思ひます。したがつて本法第三條でも、その基準といふんです、その目標を法律に定めまして、具体的なことにつぎまして政令に委任をいた

してゐるわけなんです。御承知のやうに、旧憲法と新しい憲法とは、旧憲法は法律によらねばならないという制限がございました。しかし新憲法は公共の福祉を認めると同時に、法律によると同時に、公共の福祉のためには旧憲法のような制限はありません。特に法律によるというところは、旧憲法のほうが強かつたところと思ひます。したがつていふことは、公共の福祉を、何々何々といふやうに小さなもので法律では書けませんし、書くべきではないので、これは従来の立法例に従ひまして、その基本となるべき点を法律で定め、具体的な詳細な業種については政令に委任したわけでございます。

○田中(六)委員 この第三條は非常に問題の多い条項でございますが、この三条によつて業種が指定されてしまふと、この文によりまして、結局大企業はその業種において新増設を行なうことは禁止されるわけでありまして、業種の指定されたその後においては、中小企業であつたものがその後だんだん大企業に転化した場合、あるいは中小企業者同士で共同化して、形式的に大企業となる場合が十分予想されるわけでございますが、これらの二つの場合、一体この法律はどのように適用されるのか。つまり他の大企業と全く同じやうに新増設を禁止されるかどうかといふことは、やはり大きな問題と思ひますが、どうですか。

○田中(武)議員 おっしゃつておることは、現在中小企業だ、その業種が指定を受けた、それがどんどん栄えてきて、いわゆる中小企業の範疇を出た場合にどうなるか、こういうことだと思ひますが……。(田中(六)委員

「共同化する場合もあります」と呼ぶ)共同化もございまして。しかしわれわれはそういうことは排除いたしております。現在の中小企業が發展していくことをこの法律は阻害してゐるのじゃないか。現在経済的に弱い者に対して、経済力の強い者が押しかけてくることに對して守つておるわけなんです。外からの攻撃に對して守つておるのであつて、内側から出ていくことに對してそれを阻害してゐるのじゃないか。

○田中(六)委員 この業種指定のあつたとき、その業種において事業を営んでおる大企業に對しては、この法律は、どういふやうに適用されるわけですか。

○田中(武)議員 現在、たとえば大企業が多角經營をやつておる。たまたまその經營をやつておるうちの一個が中小企業の事業分野の業種指定となつた場合のことですが、そういうときに、まず出発においてはそれは遠慮していただきたい、こう私は思ひます。と申しますことは、大企業はそのことを、たとえば生産部門の一つを遠慮したからといつて、これは大きな生命の問題ではあります。もし言われるやうに、大企業がそのうちで多くの生産シェアを持つておる場合、本条の三分の二に入りませんから、これは指定しないといふことなんです。したがつて三分の二は中小企業がやつておる、あとの三分の一は大企業の多角經營の一端が入つていくといふときには遠慮してもらつても、そつたいして大企業に影響を与えるものじゃないか、こう考へております。

○田中(六)委員 しかし、もしその既存の設備などがある場合、それからいろいろいままでの權利、つまり既得權と申しますか、そういうものがあるわけですね、そういう面を侵害するといふことを考へれば大きな意味、つまり國民經濟上から見た場合大きなマイナスが起るのじゃないかと思ひますが、その点を……。

○田中(武)議員 おそらく生産量で三分の一ですね、それを大企業がやつておるといふ場合、そういう大きな問題があるでせう。私は、まず三分の二中小企業がやつておる、その場合大企業がやつておるといふならば片手間であり、すでにわれわれの考え方からするならば領域を侵してゐる、このやうに考へるわけなんです。

○田中(六)委員 まあそこは質と量の問題であると思ひますが、質的に他の三分の一が重大な場合も考へられまして、既得權の侵害といふやうなことに對して、私もそれはさういふ点で、大きな國民經濟のロス、つまりマイナスがあらわれてくるといふことを危惧するわけでございます。

次に、この第六條によりまして、主務大臣が指定業者に對して、中小企業に對する圧迫を緩和するために適切な措置をとるべきことを命令するといふことを規定してありますが、この適切な措置といふのは、具体的にどういふことをさしますか。

○田中(武)議員 たゞいま申しましたやうに、まあそこまでいかなかつたていいのじゃないかといふことで、ちよつと遠慮してもらいたい、(に)うことにならうと思ひます。大企業が大体あちらこちらに手を延ばすといふこ

とがどうかとまず思ひわけなんです。大企業が中小企業へ手を延ばす、そうして気に入らなかつたら引き揚げる、とが、今日大きな倒産というふうな問題を起こしておるのと同じなんです。われわれが問題にいたしておりますのは、まず中小零細業者の生活権の問題です。大企業が進出をしていくのは、先ほど申しましたように、より多くの利益を追求する、こういうことでございますから、その利益と利益が衝突した場合、やはり生命権のほうが強い、したがって遠慮していただく、あるいはその部門だけ別にそれじゃ中小企業としてやってくれとか、いろいろあろうと思いますが、そういうふうなことが予想せられると思います。

○田中(六)委員 その大企業と中小企業との関係でございますが、中小企業庁の調査を見ても、たとえば製造業全般を見ますと、中小企業の約半分が下請業者でございます。そういう点から見ますと、特に下請企業の多いのが繊維とか雑貨とか金属製品、機械類でございますが、こういうものは必ずしも大企業と競合したり、あるいは大企業の利潤追求によって被害をこうむるような企業形態ではない場合があるのです。こういう点はむしろ平面的に見るより立体的に見た場合、むしろ競合せずに、大企業の利潤追求によって必ずしもあなたのおっしゃるようなことにならない中小企業というものがずいぶんあるわけですが、こういう点、どういふふうにお考えですか。

○田中(武)議員 いわゆる親企業と下請の関係あるいは系列化の関係があり、また、どうも政府なり与党の諸君は、そういうところから中小企業のあり方を求めておられるようでありますが、私たちは封建的な身分関係につながる下請関係というものは考えておらないのであります。なお、われわれが問題にしておりますのは、たとえば自動車の大きなメーカーに対して、その部品を納めておる中小企業、こういう関係よりは、むしろ第一次製品を大企業がこしらへ、そして中小企業は本来二次、三次製品をつくっておつた、ところがそれがいけると見れば大企業がどんどんと二次、三次製品に進出して、たとえば製紙会社が封筒、便せんをつくっていくというふうな場合、その二次、三次の製品というところに重点を置いておられて、部品と完成品と置いている、パーツとアッセンブルといいますが、この中で言うような関係については、こゝで言うようなことは出てこないというふうに考えておるのであります。ただしこの関係にあつても、いわゆる系列化あるいは封建的、身分的な親企業、下請関係については、それを近代化すべく別に下請関係調整法というものを考へておるというこゝを申し上げておきます。

○田中(六)委員 私がいま質問したことが、結局この第七條の第三項は、こういうふうな重要な事項を政令で定めたりしますが、私どももいたしましては、政令ではなくてやはり法律で明確に規定しておくべきではないかと思はれるのですが……

○田中(武)議員 御承知のように、法律はそうこまかいものは書けないわけでありまして、できるだけ基本的なものは法律にして、あとは政令にゆだねるというこゝに、大体いままでの立

法例もなっております。ことに百貨店法をつくつたときに、ああいうふうな行き方があるとは実はわれわれ考えなかつたわけですが、同じように、この法律がかりに成立いたしました場合に、いまだ考へておるようなことと違つた形態——経済人というものは、これに大企業が利潤追求をする場合はいろいろ形態が考えられると思ひます。今日われわれが予想しておるようなことでない方法による支配が出てくるかもしれない、そういうことも予想いたしまして、具体的なことについては政令にゆだねる。しかし、これは政令に裸でゆだねたのではなくて、一項、二項においてその基本を示し、そのもとにおいて政令にゆだねたということですから、具体的な行為が出てくると思ひます。ゆだねたわけでありまして。

○二階堂委員長 中村重光君

○中村(重)委員 ただいま田中六助委員とわが党提案者との間に、わが党提案の中小企業者の事業分野の確保に関する法律案の質疑応答があつたわけですが、きわめてわが党提案が現実に適した、真に中小企業を守るための法律案であるというこゝは、与党の諸君も理解されたわけで、必ずや賛成されるであらうことを私は期待をいたします。

そこで、政府の一部改正案に対して若干お尋ねをいたしますが、この中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を提案するにあつて、わが党提案の事業分野の確保に関する法律案を検討されたかどうか。これを参考になされてこの提案をするというふうな——もちろんこれは団体法の一部改正ではあるけれども、やはり中小企

業の立場を守るために、大臣のことはもつていたしませんならば、いわゆる緊急避難的な法律案を提案したのだと言つたわけでありまして、わが党提案をどう見られたか、どういふ点が現実に適し、またもし適していないとするならば、どういふ点がふさわしくないとお考えになつたか、それらの点について政務次官並びに中小企業庁長官のお答えを願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 社会党の中小企業と大企業の分野調整の法律案につきまして、もちろんこの考え方というものは十分検討し、また参考にして政府案をつくつたわけでございます。特に、実はこれは中小企業基本法にございます政策審議会、こゝで十分時間をかけて練つていただいた、こゝには消費者代表から大企業の代表、中小企業の代表、学識経験者、いわゆる中小企業問題についての権威者といわれるような人にお集まり願ひまして、御審議願つたわけでありまして。そのときに、特に国会方面でどういふ議論が行なわれているのだというこゝを、われわれはできるだけ客観的な立場から詳細にデータも出して、御審議願つて、そのときに社会党、民社党もそうでなかつたかと思ひますが、こういうふうな法案でやるべきである、先ほど御説明のあつたようなことを十分説明をして、これに対していろいろ議論がございました。しかし審議会の全体の空気としては、やはり行き過ぎじゃないかということ、むしろ大企業が進出する場合に、いわゆる緊急避難的な意味合いにおいて中小企業の体質改善をはかり、ちよつと待つたをかけることが経済の長い意味

での進歩という点からいって一番適切なじゃないか、またそうすることが中小企業の体質改善のために最も必要なことであり、それが前向きな政策である、したがって、一つの可能な政策ではあるでしょう、社会党の案も、しかしこれはどちらかというと、中小企業者のために働きをつくらせて、その中で保護するというようなことで、ほんとうに中小企業の体質改善のためにならぬいじゃないかというところが、いわゆる関連の業界あるいは消費者代表というか、そういう方面から強い意見もあつて、大勢としてこのいまの政府案のような構想でやるべきであるという答申がございまして、われわれはその答申に従つて案をつくつて国会に御審議をお願いしたいというわけでありませう。

やる、あるいは不況要因をなくするため努力をやる、そういう中小企業の安定をはかることに對して、大企業が進出をすることをここで歯どめをしなくちゃならない、期間を限る関係上、緊急避難というわけでありませうが、私はそのことが中小企業の緊急避難でなく、政府の緊急避難であるとして申し上げることが適切であると思ひます。中小企業の育成のためにも、中小企業庁は何をしてゐるのだ、通産省は何を考へてゐるのだ、もろもろの非難がなされておるわけでありませう。そこで何かやらなければならぬだろう、やらなければもう政府としては追い込まれてしまふのだ、こういうことからこの法案を、いわゆる緊急避難にお出しになったのだらう、こう思ふわけですが、したがつてこの法案が大した期待は持たれない。まあ何というのか、積極的にわれわれがこれに反対をしなればならぬというふうなこともこの中から出てまいりませんが、大いに中小企業の安定のために、いまあなたが答弁をされたように、中小企業の振興のために大いに役に立つのだといったような期待感を持つてこれに賛成する内容のものでもない、こう考へるわけでありませう。しかしながら、出ました法律案でございませうから審議をし、これが害にならなければ賛成をすることにやぶさかではありませう。

た数ではない。大企業が主としてその事業分野を占めておる、こういう考え方の上に立つたのではあらうと思ひますけれども、しかしそうした少数の中小企業といへども、大企業の圧迫によつて非常な不安定な状態に追い込まれておるというこの現実は無視できないと思ひます。そういうものに対してはどのような対策を講じようとお考へはなつておられるのか、まずその点を明らかにしていただきたいと思ひます。

上では調整事業でございませう、不況要件に對して事業の生産制限であるとか、そのほかのいろいろな調整をやる。不況カルテル、これは中小企業で相当不況要件が事態によつて多くなつておる業種がございませう、そういう面については調整事業も相当活発に行なつて、中小企業の安定のために、私は団体法は相当効果をあげておるといふふうに見ております。また業界のほうでも、この団体組織法というものは中小企業の経営安定、業界全体の安定のために非常に大事な組織法であるといふふうになつておると思ひます。

で中小企業以外のもの、あるいは中小企業の組合に入つてないものも政府の命令によつて規制をする、こういう形をとるようには運用されておる関係もございまして、二十九条はほとんど働いておりませう。二十八条の組合協約の認可は、その協約というものができておりませう。働いておりませうので、二十八条の認可というものはケースがないのでありませう。

○中村(重)委員 ただいまの長官の答弁は問題があると思ひますけれども、わが法案に對して政府側と議論することはどうか、与党の諸君と大いにこの法案に對しては議論をしなければならぬのだ、こう思ひますから、行き過ぎである、どういふ点が行き過ぎと考へるのか、こういうことに対しては、与党の委員の皆さん方からそういう意見があつたということございませうので、政府がこれに對してとやかく言つておるのではない、こう一応理解をいたしまして、この問題は時間の関係もありませうからまた適當の機会に議論をいたしてみたい、こう思ひます。

そこで政府の提案でありませうが、いま言われたように、大臣も本会議におきましてわが党の桜井君の質問に對して答へたのでありませうが、緊急避難的だ、私はそのまますばり申し上げるならば、この法案が中小企業の合理化を

○中野政府委員 いま先生が御指摘になつたようなケースもあらうかと思ひますが、そういうものにつきましてもできるだけ、これは商工組合とは限りませんが、組織化等を通じて、そしてまた必要な資金面等の援助もして、やはりその体質改善をはかつていきたいといふふうに考へております。

○中村(重)委員 ところでこの団体法であります、不況事業であるとか、あるいは合理化事業であるとか、あるいはその他組合協約の認可の問題、中小企業調停審議会をいかに働かせるかといったような具体的な問題等々、相当重要な有効な内容があるわけですが、これらの内容がどう働いてきたか、端的に言つてこの団体法というものはどのような成果をもたらしたか、また政府はいかにこの法律を適用してきたか、そういうことに対してこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○中野政府委員 実はこの二十九条のいわゆる組合交渉の規定につきましては、御承知のように同業者である大企業と商工組合が交渉をして、そうして自分たちの調整事業と同じようなことを相手にやらせよう、こういう規定でございませう。こういう規定はあるのでございませうが、どうもこの規定はあまりいまだで発動されておられません。實際にはほとんど例の五十六条のいわゆるアウトサイダーに對する規制、これ

そういう考え方から、この中小企業団体の組織に関する法律のいま審議をいたしております改正案にいたしまして、これが出て、いわゆる特殊契約というものがほんとうに行なわれるであろうか。過去のそうした実績から考えてみますと多く期待できない、こう思います。したがって、この法案を提案するにあたっては、あなたのほうでは相当な考えがなければならぬ、こう思います。この法律を出さなければならぬ、この法律によつて、いわゆるあなたのほうのことは借りるならば緊急避難をさせなければならぬ、こういうようなことで、具体的なものという事実はどういふことであらわれてきているのか、そしてまたこの法律をいかに働かせようと考えておられるのか、そういう具体的な問題とあわせてひとつこの際明らかにしたいのだと思います。

○中野政府委員 先ほど二十八条の組合協約の認可はケースがないと申し上げたのですが、五十六条のいわゆるアウトサイダー規制命令は、これは相当活発にやっております。確かに、いま先生がおっしゃったように、一々審議会にかけておりますが、相当問題があります。問題があるというのには、関連業界、一つのアウトサイダー規制命令を出そうとすると、その関連業界の代表あるいは学識経験者、特に消費者代表、そういうようなところの方々に審議会の委員になっていただいて御審議願っております、相当議論があつて、必要最小限のものにしほらざるを得ない。これは当然のことだろと思ひます。しかし、それでもやはり中小企業は非常に不況のために困つており

まして、五十六条を発動せざるを得ない。われわれも何も好き勝手にこれを発動しようというわけじゃない、それで、業界の実態から見てもことにやむを得ないという場合が、大体現在のところ四十六業種について六十六の命令が出ております。したがってこれは相当活発に働いておるというふうにお考え願ひたいと思います。

それから、最近に起こりました大企業進出の実例も相当ございまして、まあこれは中身は、時間があれてございまして詳しく申し上げませんが、また、これはたしか書類で提出してあると思いますが、一番最近起こった例としては、みぎき棒鋼、これは中小企業者がほとんどやつて、戦争前からやつておりますが、最近某大手の特殊鋼メーカーが大規模な設備拡充計画を実施に移そうとして、これはもうこれらに出てこれたのじゃ中小企業者の生死にもかかわるというところで訴えがございまして、それで通産省が中へ入つて実情を調べて、必要な調整を行なつて、大企業の進出を取りやめさせたというふうなケースがございまして、それから魔法びんにつきましても、御承知かと思いますが、これは関西方面で大手の電機メーカーが、従来魔法びんの生産、需要の開拓等を行つた中小企業の分野に進出をして問題を起してあります。これは解決してございまして、それから石油ストーブも、先ほどちよつと田中委員からお話がございまして、これはもうすでに大企業が相次ぎましてきております。それから機械、紙、これについても某大手二、三の洋紙メーカーが、トイレットペーパーとか紙ナプキン、紙タオル、

婦人衛生用品等に使用されるちり紙のようなもの、これに進出をして問題を起してあります。これも先般来通産省が中へ入りまして行政指導をして解決を見ております。中小企業者の方々に喜ばれております。それから紙コップについて、これはちよつと外国の会社と提携をするケースでございまして、これも通産省が中へ入つて調整しております。それから清涼飲料水のごときは、これはちよつと事情が違いますが、従来のラムネ、サイダー等をつくつておられた中小企業の方々は、最近の大手の製菓、ビール、水産、商社食料品の進出によつて大きくその分野を食われておる。しかし、これは種類が、清涼飲料水といつても相当範囲が広がっておりますので、やや問題は違ひかと思ひますが、そういうことになつております。それから過去の例としてクリーニング、これは顕著な例でございまして、昭和三十六年に兵庫県において某大手紡績会社が、自分の会社の納入したシャツ、まくらカバー等の洗たくを行なわせるために子会社をつくつて、そうして地元のクリーニング業者と問題を起して、これは組合と交渉しまして、そうして、三十六年以降三年間、同社は、親会社が納めた大口需要者、たとえば病院とかホテルとか大口需要者に親会社が納めた製品だけのクリーニングをやるといふことで話がつきまして、協定ができました。そういうふうなケースが相当ありまして、従来行政指導で何とかこれを切り抜けてやつたわけでありましたが、やはり一定の法的根拠があつたほうが役所もやりやすいし、組合の方々も法的根拠に基づいて申し入れをするわけですから、

向うも応諾義務があるわけで、非常にやりやすいのではないか。その意味で、先般来、われわれもいろいろ聞いておりますが、特に商工組合の中央会を中心にして、また組合の方々はぜひ一日も早くこの法律の制定をやつてもらいたいという切実な訴えをしてもらいます。

○中村(重)委員 いまの答弁はそのとおり受け取りましょう。ところが、この法案全体を見ると、ずいぶんきびしくなつておるのですね。たとえば中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼすとか、あるいは、国民経済の健全な発展に著しい支障を来すとか、これは合理化事業になるわけでありまして、こういうふうな場合においては「経営の合理化又は事業の転換を円滑に行なうために必要な最少限度をこえないこと。」であるとか、中小企業者のために、大企業の進出で苦しんでおるのを、できるだけ守つていこうというふうな考えから出発したのではなしに、大企業に気がねがねして、この程度はどうかひとつ大企業さんがまんをしてください、こういうことでおそろおそろこれを出してきたというふうな感を免れない。いませつかく長官は、現在起つておる事態、あるいは取り組んできた問題等々あけて、法的背景を必要とするのだ、こう言われたのであるけれども、いまのあなたの御答弁、あなたのその答弁態度、気魄、そういうことからするならば、もう少し中身のある法案であつてほしい、こう思います。しかし、先ほど冒頭に申し上げたようなことでありますが、要はどんなにりつぱな法律を

つくつても、それを運用する人の熱意いかんというものに大きく左右されます。この法案が通過をして成立するといふことになつてまいりまして、あなたのほうで積極的な取り組みをやらう、十分これを生かしていこうといふかまきがあるならば、私は中小企業の期待にこたへ、経済の安定を期し、国民経済を向上させるのに役立つと思ひます。そういう点に対してのようない心がけを持って取り組もうとされるのか、まず政務次官、長官のお答を願ひたいと思ひます。

○田中(榮)政府委員 中小企業基本法をはじめ関連法案、もちろん本法もその中でございまして、今後、中小企業を生かすために、また大企業との調節をするためには、こうした法案を十分にひとつ実情に即したような方向に持つてまいりまして、各方面の意見を十分に聴取いたしまして今後つとめたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○中村(重)委員 参考までに最後にお尋ねをしていただくだけでも、中小企業に対する官公需の確保について、政府は何か考えておるよりに伝えられておるのでありますが、具体的な計画があるのではないかと申します。そこだけひとつ大臣から直接お答えを願ひたい。それは具体的なそういう計画と、官公需といふものを中小企業に対して確保していく必要性といふものを、大臣としてはこれはお感じになつていらっしゃるのではないかと、こう思ひますから、そういう点を中心として具体的な計画があれば、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○福田（一）国務大臣 官公需の問題につきましては、役所関係は実は三回はかり会合を持ちまして、そうしてできるだけ官公需を中小企業から買うようにしてもらいたいということをやりました。それから今度は各種団体ですね、これを集めまして、実は各役所に対してこういうことをしておるのだが、その場合、やはり役所とうまくコネをつけていかなければ実際問題としてうまくいかないのだから、諸君のほうでそういう努力をしてもらいたい。なお接近するに何らかの理由、何らかの方法等を考えておるのならこちらであっせんしてやってもよろしい、こういうような指示を与えておいたわけでありますが、具体的に、それではこの品物をこうするということまではまだ進んでおりません。今後でもできるだけ努力をいたしたいと思えます。

○二階堂委員長 おはかりいたします。ただいま議題となっております四法案中、内閣提出の中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案について、質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○二階堂委員長 御異議なしと認め、よってさよう決しました。

次会は、明後六月十九日金曜日午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時散会

昭和三十九年六月二十三日印刷

昭和三十九年六月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局